

平成29年第1回京丹波町議会定例会（第1号）

平成29年 2月27日（月）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 平成29年 2月27日

24日間

至 平成29年 3月22日

第 3 諸般の報告

第 4 町長施政方針説明

第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて 平成28年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）

第 6 議案第 1号 平成28年度 旧和知第二小学校屋内多目的グラウンド建築工事請負契約の変更について

第 7 議案第 2号 平成28年度 統合簡易水道整備事業 畑川浄水場高度浄水処理施設築造工事請負契約の変更について

第 8 議案第 3号 京丹波町役場位置条例の制定について

第 9 議案第 4号 京丹波町地域熱供給施設条例の制定について

第10 議案第 5号 京丹波町わち地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について

第11 議案第 6号 京丹波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第 7号 京丹波町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議案第 8号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第 9号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定について

第15 議案第10号 京丹波町丹のまち広場うるおい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第11号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条

例の制定について

- 第 1 7 議案第 1 2 号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 8 議案第 1 3 号 京丹波町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 9 議案第 1 4 号 京丹波町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 0 議案第 1 5 号 平成 2 9 年度京丹波町一般会計予算
- 第 2 1 議案第 1 6 号 平成 2 9 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 2 2 議案第 1 7 号 平成 2 9 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 2 3 議案第 1 8 号 平成 2 9 年度京丹波町介護保険事業特別会計予算
- 第 2 4 議案第 1 9 号 平成 2 9 年度京丹波町下水道事業特別会計予算
- 第 2 5 議案第 2 0 号 平成 2 9 年度京丹波町土地取得特別会計予算
- 第 2 6 議案第 2 1 号 平成 2 9 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算
- 第 2 7 議案第 2 2 号 平成 2 9 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算
- 第 2 8 議案第 2 3 号 平成 2 9 年度京丹波町須知財産区特別会計予算
- 第 2 9 議案第 2 4 号 平成 2 9 年度京丹波町高原財産区特別会計予算
- 第 3 0 議案第 2 5 号 平成 2 9 年度京丹波町桧山財産区特別会計予算
- 第 3 1 議案第 2 6 号 平成 2 9 年度京丹波町梅田財産区特別会計予算
- 第 3 2 議案第 2 7 号 平成 2 9 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算
- 第 3 3 議案第 2 8 号 平成 2 9 年度京丹波町質美財産区特別会計予算
- 第 3 4 議案第 2 9 号 平成 2 9 年度国保京丹波町病院事業会計予算
- 第 3 5 議案第 3 0 号 平成 2 9 年度京丹波町水道事業会計予算

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1 番 坂 本 美智代 君

2 番 東 まさ子 君

- 3 番 森 田 幸 子 君
- 4 番 篠 塚 信 太 郎 君
- 5 番 山 田 均 君
- 6 番 山 内 武 夫 君
- 7 番 山 下 靖 夫 君
- 8 番 原 田 寿 賀 美 君
- 9 番 山 崎 裕 二 君
- 10 番 村 山 良 夫 君
- 11 番 岩 田 恵 一 君
- 12 番 北 尾 潤 君
- 13 番 梅 原 好 範 君
- 14 番 鈴 木 利 明 君
- 15 番 松 村 篤 郎 君
- 16 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

- 町 長 寺 尾 豊 爾 君
- 副 町 長 畠 中 源 一 君
- 参 事 伴 田 邦 雄 君
- 参 事 山 田 洋 之 君
- 総 務 課 長 中 尾 達 也 君
- 監 理 課 長 木 南 哲 也 君
- 企 画 政 策 課 長 久 木 寿 一 君
- 税 務 課 長 松 山 征 義 君
- 住 民 課 長 長 澤 誠 君
- 保 健 福 祉 課 長 大 西 義 弘 君
- 子 育 て 支 援 課 長 津 田 知 美 君
- 医 療 政 策 課 長 藤 田 正 則 君
- 農 林 振 興 課 長 栗 林 英 治 君

商工観光課長	山 森 英 二 君
土木建築課長	山 内 和 浩 君
水道課長	十 倉 隆 英 君
会計管理者	下伊豆 かおり 君
瑞穂支所長	山 内 善 博 君
和知支所長	榎 川 諭 君
教 育 長	松 本 和 久 君
教 育 次 長	川 寫 勇 人 君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	堂 本 光 浩
書 記	山 口 知 哉

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） それでは、改めまして、おはようございます。

本日は定刻にご参集いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成29年第1回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、2番議員・東まさ子君、3番議員・森田幸子君を指名します。

《日程第2、会期の決定》

○議長（野口久之君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの24日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月22日までの24日間と決しました。

会期中の予定については、事前に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されています案件は、承認第1号ほか、30件でございます。

後日、町長から追加議案の提出があります。

提案説明のため、町長ほか関係者の出席を求めました。

2月22日、京都府町村議会議長会第67回定期総会において、自治功労者表彰の伝達式が行われました。京丹波町議会から、山内武夫議員が町村議会議員在職11年の表彰を受けられ、また、私、野口久之が議会議長在籍5年の表彰をお受けいたしました。山内議員には、改めてお祝い申し上げます。まことにめでたうございます。

2月23日に、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

2月6日に福祉厚生常任委員会、2月10日に総務文教常任委員会、2月13日に産業建設常任委員会、また、2月16日には、議会活性化特別委員会が開催され、それぞれ所管の調査研究、現地踏査が実施されました。

議会広報特別委員会には、議会だより第51号を発行いただきました。

本定例会までに受理した陳情書をお手元に配付しております。

また、京丹波町監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付しております。

京丹波町ケーブルテレビの自主放送番組収録放送のため、本定例会のビデオカメラによる撮影・収録を許可しましたので報告いたします。

本日、本議会終了後、全員協議会と議会広報特別委員会が開催されます。委員の皆さんには大変ご苦労さまですが、よろしく願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、町長施政方針説明》

○議長（野口久之君） 日程第4、町長の施政方針の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

本日、ここに、平成29年第1回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

また、日頃、議員各位には、円滑な町政の推進にご支援、ご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

初めに、本年1月14日からの大雪によりまして、農林施設を中心に甚大な被害が発生しました。被害を受けられました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

中でも京野菜を中心に生産するビニールハウスの被害は、2月22日現在ですが、全壊189棟を含む252棟に上っております。町としましても、一日も早い施設の復旧に向けまして、できる限りの支援をしてまいる所存であります。

さて、昨年は「森の京都」のターゲットイヤーとして、森の恵みを生かした地域振興への機運が高まる中で、6月18日には京丹波町産木材を活用した京都トレーニングセンターが完成したほか、10月8日、9日には第40回全国育樹祭が開催されまして、本町はふれあ

いの森林（もり）づくり表彰におきまして、国土緑化推進機構会長賞の栄に浴したところでもあります。

さらに、10月5日、本町はバイオマス産業都市として選定をされまして、京丹波町創生戦略の基本理念であります「自給自足的循環社会の構築」に向けて大きな一歩を踏み出したところでもあります。

平成29年度は、私が町政をお預かりして二期目の最終年度であり、まとめの年でもあります。就任当初から「安心」「活力」「愛」のあるまちづくりを掲げまして、住民目線でさまざまな施策に取り組んでまいりました。この広大な京丹波町の地にまいた数々の種は、着実に芽吹き、そして花を開こうとしております。今日までの町政運営にご指導・ご協力いただいてまいりました議員各位、町民の皆様にご心から敬意をあらわし、深く感謝申し上げますとともに、さらなるご支援をお願いするものであります。

さて、我が国の経済状況は、長く続いたデフレからの脱却を目指し、経済再生を最優先課題と位置づけ、アベノミクス「三本の矢」を推進してきたところであり、さらに平成27年10月からは「新三本の矢」として、一億総活躍社会の実現を目指し、戦後最大の名目GDP 600兆円、希望出生率1.8、介護離職ゼロを目標に取り組みが進められております。

そうした中、GDPは名目、実質ともに増加し、就業者数の増加、賃上げなど、雇用・所得環境は着実に改善し、経済の好循環が生まれていると言われてはいますが、最近の経済報告では、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとして、さらなる景気対策に重点化を図る見通しとなっております。

なお、平成29年度の地方財政対策におきましては、引き続き「まち・ひと・しごと創生事業費」として、1兆円が確保されたほか、公共施設等の集約化・複合化・老朽化対策等を推進し、その適正配置を図るための長寿命化対策などの事業に3,500億円が計上されるなど、地方創生の推進と防災・減災対策に重点が置かれています。

また、引き続き地方税の増額を見込み、一般財源総額は平成28年度を約4,000億円上回る6兆2803億円とされましたが、地方交付税は、3,705億円減額となる1兆3,298億円とされ、5年連続の減額となったところでもあります。

また、赤字地方債であります臨時財政対策債も昨年度から2,572億円増額され、4兆452億円を借り入れるなど地方においても依然として借金に依存せざるを得ない厳しい状況が続いております。

一方、京都府の新年度予算は、今まで築き上げてきた基盤の上に、府民一人ひとりが互いに支え合う中で希望が実現できる「共生社会」を築くための重点事業として、子どもの貧困

対策、ひきこもり対策、障害者・女性・高齢者など、立場の弱い人たちの可能性を高める施策、あるいは中小企業や伝統産業が連携と協働によって、さらに力を発揮できるようにする施策、文化・環境・医療など京都の力の基盤となる施策などに重点投資するとされ、予算総額は昨年度から486億円減の9,153億円とされたところであります。特に南丹管内にあっては、「森の京都」ターゲットイヤーの成果を生かし、さらなる地域の魅力発信やブランドの強化を目指した多様な事業が盛り込まれております。本町としましても南丹管内の市とも連携し事業推進を図るとともに、地域の活性化に取り組んでまいります。

こうした情勢の中、私がこれまで推進してまいりました「安心」「活力」「愛」のあるまちづくりをより確かなものとするための平成29年度の町政運営の基本方針につきまして申し述べてまいりたいと思います。

まず、第2次京丹波町総合計画につきましては、本年1月30日に総合計画審議会から答申を受けたところであります。本計画は、平成27年11月に策定しました京丹波町創生戦略を踏まえ、平成29年度から10年間のまちづくりの指針として3月中に策定いたします。

本計画では、将来像を「日本のふるさと。自給自足的循環社会●京丹波」とし、町民の皆さんが、誇り、希望、一体感を持ち、住んでよかったと思えるまちづくりを進めてまいります。

次に、新庁舎建設についてであります。昨年12月12日に京丹波町新庁舎建設基本計画審議会から基本計画（案）の答申を受けたところであります。その後、パブリックコメントと3回目となる町民ワークショップを開催するなど、さらに町民の皆さんからのご意見をいただく中で、このほど新庁舎建設基本計画を策定したところであります。平成29年度におきましては、この基本計画をもとに新庁舎の建設に向けて実施設計など具体的な作業に入っております。

次に、バイオマス産業都市構想についてであります。森林資源や家畜排せつ物を初めとした町内に豊富に存在するバイオマスをフル活用し、地域内の資源と経済が循環する仕組みを構築し、林業・農業・畜産業の活性化や雇用の創出を図ってまいります。

このほか、平成29年度におきましては、さらに3つの重点施策を掲げております。その具体的な事業であります。一つ目は、住民の生命と財産を守るための防災施策として、本年度から新たに高齢者世帯等を対象に、命を守る備えとなる「耐震シェルターの設置」に対する補助制度を創設いたします。耐震シェルターを住宅の1階に設置することで、住宅が倒壊した場合でも安全な空間が確保できるもので、建物自体の耐震改修に比べ、安価で、かつ短期間で設置することが可能となることから、負担軽減にもつながるのではないかと考えて

おります。

二つ目は、バイオマス産業都市構想の実現に向けたまちづくりの基本となる条例の制定であります。町内の豊富な森林資源を活用した木質バイオマスの利活用を通じ、エネルギー、環境、産業及びコミュニティを柱としたまちづくりの理念を条例化したいと考えております。

三つ目には、まちの未来を担っていく人材を育成するための子育て施策として、新たに小中学生の通学バス代の無料化を実施します。教育に係る家庭の負担を少しでも軽減することを目的としております。このほか、認定こども園の整備に向けて基本計画の策定に取り組んでまいります。

次に、まちづくりの推進に当たり取り組みます主要な事業について申し上げます。

まず、「安心」のあるまちづくりについてであります。私は、町長就任以来、町民の皆さんが安心して暮らしていただくための最重要課題に地域医療の確保を掲げて、今日まで全力で取り組んでまいりました。

おかげをもちまして、平成23年度から京丹波町病院に和知診療所及び和知歯科診療所を一本化し、経営の効率化や病院と診療所の連携強化を図ることができました。また、京都府を初め府立医大及び関係医療機関との連携により、課題でありました医師の確保を図ることができました。本年も、2月25日に「地域包括医療発表会」を開催しまして、多くの町民の皆さんに参加いただきました。本町の医療への関心の高さを強く感じたところであります。京丹波町病院と各診療所をさらに「私たちの町の私たちの病院」として身近に感じていただけるよう、今後とも、在宅医療の充実など地域包括医療の推進に努めてまいります。

また、少子化、高齢化が進行する中であって、高齢者や障害者の方々が安心して暮らせる環境づくりは最も重要な政策課題であります。今後とも、地域全体での見守りや声かけの取り組みを進め、みんなで支える地域福祉づくりを引き続き推進してまいります。

次に、住民の安心・安全と、健康で心豊かな生活を保障するための施策についてであります。

これまでから、基本健診とがん検診が同時に受診できる総合健診の推進をはじめ、平成27年度からは「ピロリ菌検査」の導入による胃がんの早期発見など疾病リスクの低減を進めてまいりました。

平成29年度におきましては、胸部レントゲン検査のデジタル撮影化により肺がん等の早期発見と、乳がん検診の広域化による個別検診の実施により、さらなる若年層や勤労者が受診しやすい体制づくりに努めてまいります。

また、健康長寿の町の実現に向けて、現在、策定を進めております、第二次健康増進計画

をもとに、引き続き、健康づくり推進協議会や食生活改善推進員協議会などと連携を強め、地域ぐるみの「健康づくり」と、きめ細かな保健指導に取り組んでまいります。

さらに、安心して医療が受けられるよう心身障害者やひとり親家庭等に対する医療費助成を初めとして、出生から18歳以下の方までの医療費負担を医療機関ごとに月額200円とする医療費助成制度や、妊婦健診に必要とされる健診14回分を全て公費負担とする制度、さらには妊娠を望む方に対する不妊治療にかかる費用を軽減する不妊治療助成金事業を継続してまいります。

介護保険分野では、高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画の策定、障害者福祉では、第3期障害者基本計画及び第5期障害福祉計画の策定をそれぞれ進めてまいります。

引き続き、介護保険事業の円滑な運営を図るとともに、家族介護支援や認知症予防事業を積極的に実施し、在宅高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていける地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。

さらに、平成27年度末から実施しております、総合事業の円滑な推進に努めてまいります。

また、障害者支援では、相談支援事業の充実と、きめ細かな障害福祉サービスの提供に努めるとともに、障害者等の自立と社会参加の促進が図られるよう、関係機関と連携して、地域生活支援事業を推進してまいります。

消費者の安全確保に関しましては、消費者生活相談員による「消費者相談窓口」を継続し、相談員による出前講座を初め、高齢消費者のトラブル防止など関係機関と連携した啓発活動に取り組むとともに、持続的に安定した消費者行政の推進に努めてまいります。

災害に強いまちづくりでは、災害現場や災害対策本部との通信を確保するために整備を行いました移動系デジタル防災行政無線の活用により、災害時の消防団活動を迅速かつ的確に補完し、防災体制の強化を図ってまいります。このほか、各種防災訓練に取り組み、地域防災力の強化を図ってまいります。また、消防団との緊密な連携はもとより、日頃から民生児童委員さんを初め、各地域の自治会とも一層連携し、災害時における要援護者へのきめ細やかな対応に努めてまいります。

また、防犯事業としまして、区等において整備されます街灯の設置補助を継続して実施します。平成29年度からは補助基準額を引き上げ、街灯の設置やLED灯への取り替えを推進し、犯罪の抑止力向上と経費負担の軽減に寄与してまいります。

原子力防災につきましては、万一の事故に備え、避難路の整備や要支援者等への車両の確保を国に求めるとともに、地域協議会と緊密な連携を図り、原子力施設の現状や安全対策等

を把握し、避難計画の実効性の確保に努めてまいります。

次に、一般住宅等の耐震化につきましては、京丹波町建築物耐震改修促進計画に基づき、現行の耐震基準に適合していない建築物におきましては、引き続き耐震診断事業や耐震改修事業を促進するとともに、住宅改修補助金交付事業につきましても、地域経済活性化への効果も大きいことから、事業実施期間を延長して進めてまいります。

交通対策につきましては、町営バスが本町における公共交通の中心的存在として役割を發揮するよう引き続き利便性の向上に努めてまいります。町内唯一の高校である須知高校への通学支援につきましては、町営バスの利用促進策、さらには須知高校活性化対策として引き続き助成を実施します。

近年、高齢者の運転による重大な交通事故が全国的に発生しています。その対策として運転免許証自主返納制度を導入し、JRバスや町営バスなどの公共交通利用への誘導を図ってまいります。

次に、「活力」のあるまちづくりであります。

地域資源の活用では、京丹波町バイオマス産業都市構想を基本にバイオマスの活用を推進し、産業創出と地域循環型のまちづくりを目指します。

森林資源の活用では、木質バイオマスの活用による地域熱供給システムをモデルとして推進いたします。平成28年度に整備工事を進めてまいりました地域熱供給システムが完成したことから、平成29年度からの運用を開始するとともに、さらなる事業展開を検討してまいります。

さらに、町内産木材利用促進事業や薪ストーブ等導入事業、京丹波町ぬく森のイス贈呈事業、木育（もくいく）の推進などを通じて、町内産木材の活用と木のぬくもりを感じる豊かな暮らしの促進に取り組んでまいります。

また、本町には、和知地区を流れます由良川の河岸段丘に代表されるように、先人から受け継がれてきた豊かな自然が織りなす「ふるさとの原風景」があります。美しい田園や里山の景観を地域住民の皆さんと再発見し、守り育てることで「住んでみたい、住み続けたいふるさと京丹波」をつくってまいります。

次に、家畜排せつ物の新たな活用として、メタン発酵による食と農とエネルギーの循環利用に向けて、平成28年度に引き続き事業化への可能性調査を行います。

農林業関係につきましては、有害鳥獣対策を初め、担い手の確保や育成、特産物の生産振興、農業・農村整備、循環型農林業の推進に取り組んでまいります。

有害鳥獣対策では、野生鳥獣被害総合対策事業を活用した金網フェンスなどの設置や深刻

なサル被害に対応するため、個体数や行動調査を行うとともに、サル捕獲おりを設置し効果的な捕獲の実施と地域ぐるみの追い払い活動を支援してまいります。

また、市町、府県域をまたがり広域に行動するサル群に対して、各市町が連携し、広域的に取り組むを行う「大丹波サル対策広域連携協議会」が3月1日に設立されます。今後、サル管理の効率化を図るため新技術を用いた取り組みを実施してまいります。

さらに、狩猟者の確保・育成を図るため、狩猟免許の取得支援制度や効率的な捕獲を行うため町域を越えた広域捕獲の実施や鳥獣撃退器の実証など、より効率的な対策を研究してまいります。

担い手育成対策では、地域の中核的な担い手となる集落営農組織のほか、新規就農者や認定農業者などが行う農業機械の導入や施設整備に対する支援を行うほか、担い手養成実践農場事業を活用し、技術習得から就農までを一貫して支援するとともに、就農前後の青年就農者に給付金を支給し、定着を図ってまいります。

生産振興対策では、消費者の安全・安心への志向が高まる中、買ってもらえる米づくりを進めるとともに、主要な特産物であります「黒大豆」、「小豆」を初め、「そば」、「京野菜」などの生産振興や直売所の取り組みを支援してまいります。

また、本町の名産であります「丹波くり」の生産拡大を図るため、丹波くり振興事業の推進を図り、生産者の確保・育成と生産拡大に向けた取り組みを引き続き実施してまいります。

畜産対策につきましては、堆肥の活用による土づくりを初め、中核的な担い手が行う機械導入や施設整備に支援を行うとともに、経営所得安定対策を活用した、耕種農家と畜産農家の協力による自給飼料の生産、供給のできる仕組みづくりを推進してまいります。

次に、鳥インフルエンザ発生農場跡地につきましては、既存建屋を解体撤去し、自然環境を生かしたロケ地として活用することから、周辺整備に係る設計業務を実施いたします。

農業・農村整備につきましては、地震・豪雨等の自然災害に備えるため、基幹的な農業水利施設の老朽化対策を講ずるなど、農村地域の防災・減災に向けた整備を行うとともに、中山間地域等直接支払や多面的機能支払交付金の活用等により、農業・農村の多面的機能の保全が図られるよう支援してまいります。また、「命の里」事業など地域力の向上を目指した集落連携活動への支援に引き続き取り組んでまいります。

林業振興面では、林業経営の向上や林業団体の育成を図り、あわせて森林の持つ多面的機能を良好に維持していくため、森林を整備する地域活動等への支援を実施いたします。また、平成23年度から開設を進めてまいりました坂原地区と西河内地区を結ぶ「森林管理道塩谷長谷線」につきましては、平成29年度が最終工区の施工となります。年度内完成に向けて

取り組んでまいります。工事完了後は、高性能林業機械等の利用により、木材の安定供給の確保や間伐材等の供給力の強化が図れるなど、生産性の向上に期待しているところであります。

また、本町の豊かな森林資源を最大限活用するため、平成27年度に導入いたしました「森林資源量解析システム」の活用により、精度の高い森林資源情報をもとに森林整備計画を策定し、木材利用の拡大や効率的な森林の整備・保全を図るとともに、「産」・「学」・「公」・「金」が連携する林業の成長産業化に関する共同研究を進めてまいります。

さらに、人工林が本格的な利用期を迎える中、公有林整備事業により、伐採、植林、保育にかかる雇用を創出するとともに、伐採技術の向上と低コスト技術の習得を図り、今後の施業モデルを構築してまいります。

また、間伐材の搬出コストに対する支援を行い、切捨て間伐から搬出間伐への切り替えを促進し、経営基盤の強化と資源の有効活用を図ってまいります。

「京都府立林業大学校」との連携では、実習林の提供などの支援を行うほか、さまざまな面で連携を強め、森林林業の発展と町の活性化を図ってまいります。今春は、4期生20名が卒業される見込みではありますが、京都府内外の林業関係機関などへの就職が内定していると聞いております。卒業生の皆さんの活躍を心から期待するものであります。

また、循環型森林経営など先進的な取り組みを進めている北海道下川町との交流を通じて、本町の森林林業施策を実施してまいります。

次に、商工業の振興につきましては、まだまだ厳しい経済情勢の中で、商工会と連携した小規模商工業者等の育成や補給金制度など、町独自施策として商工業者の経営安定に向けた支援を引き続き行うほか、企業誘致や新たな起業育成及び地元企業の活性化を推進してまいります。

観光の振興につきましては、食をテーマとしたさまざまな取り組みを実施し、「食の郷・京丹波」として全国への流通拡大や町内への集客などを図ってまいります。

平成29年度も「食の祭典」を丹波自然運動公園と須知高校を会場に開催し、本町の豊かな食を広く情報発信するとともに、町民総参加のイベントとして町民の皆様の誇りづくりや元気づくりにつなげてまいります。

また、国の地方創生の流れの中、町内の自然環境を生かした映画等ロケ地誘致事業を進めてまいります。この取り組みでは、ロケ地を新たなまちづくりとして「映画のまち、映像文化のまち」として本町の活性化を目指します。

また、撮影場所の誘致や撮影を支援する仮称ですが、「京丹波町ロケーションオフィス」

を平成29年4月に設立し、地域の活性化や観光振興を図るほか、町を訪れる人たちに町の魅力を発信し、定住促進につなげていきたいと考えております。

さらに、特産物の販売や施設利用をきっかけとした道路利用者の町内への誘導方法の確立など、京丹波町観光協会等関係団体と連携を図りながら推進してまいります。

次に、道路等の整備であります。道路は産業活動や住民の生活を支える社会基盤であり、地域の連携や交流圏の拡大など、地方創生を実現するためにも欠かすことのできないものであります。このため、道路の利便性・安全性の向上はもちろん、観光入込客数の増加などのストック効果が最大限発揮されるように、必要な道路整備に取り組んでまいります。また、橋梁などの定期点検や長寿命化計画を踏まえた老朽化対策、通学路などの安全対策に引き続き取り組んでまいります。

国道関係につきましては、旧町間を結ぶ重要な幹線道路であることから、狭小区間や歩道未設置区間等の改修に向けて、関係団体とも協調し、安全な道路の早期実現に向け引き続き取り組んでまいります。

府道関係につきましては、沿線市との連絡や、国道に連絡する幹線道路であることから、災害時の避難道路や交流基盤として、その役割は重要であります。このため、早期改修に向けて、沿線住民の皆様や促進同盟会、協議会の皆様とともに、継続して要望活動を行ってまいります。

河川整備等につきましては、畑川ダムの完成により治水機能が向上し、安心安全が図られたところであります。引き続き、高屋川「藤ヶ瀬工区」改修事業について、事業進捗が図られるよう京都府と連携して取り組むとともに、災害の常習地となっている須知川等の河川につきましては、事業化に向けた関係者との連携、調整に取り組んでまいります。

また、砂防事業等につきましても京都府と連携して取り組むとともに、町管理河川におきましては、災害の発生につなげることがないように、必要な修繕を行い健全な河川環境の整備に努めてまいります。

畑川ダムの関係につきましては、治水と利水の機能が十分に発揮されるよう関係機関とともに適正な維持管理に努めてまいります。また、ダム湖畔の周辺整備につきましては、地元地域はもとより町の活性化に寄与する施設として、地域との合意形成を図りつつ持続可能な整備を京都府と一体となって進めてまいります。

水道事業につきましては、平成29年度より上水道事業として一本化し、継続して安心安全な水を供給していくため、現有施設の維持管理を徹底するとともに、高経年化施設の計画的な更新を進めてまいります。

また、下水道事業では、循環型社会の構築を図るため、効率的な維持管理を行うとともに生活排水処理対策を推進し、生活環境の改善と公共用水域の水質保全に努めてまいります。

次に、「愛」のあるまちづくりであります。

子育て支援におきましては、次代を担う子どもたちの健やかな成長を支援するため、「京丹波町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「子育てを みんなで育む 地域の輪」を基本理念に、地域の実情や特性を踏まえた子育て支援施策を総合的に取り組んでいるところであります。全ての子どもたちが夢と希望を持って成長することができる社会の実現を目指して、発達支援事業の充実を初め、児童虐待の未然防止を図るための専門職員を配置し、子育て支援機関との連携強化に取り組むなど、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施してまいります。

また、児童の預かり等の相互援助活動を支援する「ファミリー・サポート・センター事業」は、会員数も増加するなど順調に事業が進んでおり、引き続き推進してまいります。

保育所の運営につきましては、乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であり、質の高い教育と保育の充実、安心安全な施設整備に努めてまいります。

さらに、子育て世代の負担軽減を図るため、町独自の第3子以降の保育所利用料等の無料化を継続して実施してまいります。

次に、幼保連携型認定こども園の整備についてであります。地域の特色を生かした総合的な教育・保育環境づくりを進めるため、平成28年度は、教育委員会内に認定こども園建設推進室を設置し、準備を進めてまいりました。平成29年度におきましては、京丹波町子ども・子育て審議会に諮問し、広くご意見をいただきながら、利用者の立場に立った基本計画の策定を進めてまいります。

学校教育では、「京丹波町教育振興基本計画」を踏まえ、児童生徒に確かな学力、豊かな人間性、すこやかな体の育成に一層努めてまいります。現在、国においては、人工知能の進化やグローバル化の進展など、将来の変化を予測することが困難な時代に対応した教育のあり方が検討され、学習指導要領の改訂案が示されました。改訂の中心課題である「主体的・対話的で深い学び」を目指すアクティブ・ラーニングに対応し、京丹波町学力向上メソッドによる授業改善事業に取り組むとともに、英語教育や情報教育の推進を進めてまいります。

また、いじめ問題が全国的に深刻な状況にあることを踏まえ、「京丹波町いじめ防止基本方針」により、いじめの未然防止や早期発見、早期対応を進めるとともに、「いじめをなくす京丹波町子ども宣言」に基づき、児童生徒自身による、いじめのない学校づくりを進めてまいります。

また、人口減少、少子化に伴う教育課題に対応し、地域創生の観点から、地域と学校が一体となって学校教育の充実と地域活性化を目指す取り組みを進めてまいります。

さらには、京都トレーニングセンターを活用し、小中学生の体力、競技力の向上など、関係機関と連携し一層推進してまいります。

社会教育におきましては、一人ひとりの人権が尊重され、生き生きと暮らせる社会を築くため、地域のつながりや、自然と文化など、さまざまな地域力を活用しながら、生涯にわたる多様で自主的な学習活動を推進するとともに町の誇りである伝統文化の継承や、文化財の保存に努めてまいります。

また、さまざまなスポーツ活動を通じて住民の健康づくりと交流機会の拡充を図るとともに、昨年、登録されました東京オリンピック・パラリンピックにおけるホストタウンとして、ホッケー日本代表チームや、ニュージーランド代表チームの合宿の誘致を進めてまいります。

須知高校との連携につきましては、町内の子育て・教育の一体的継続的な取り組みにより、将来の京丹波町を担う人材の育成と須知高校の活性化を図るため、須知高校生の学び支援として平成28年度から開始した須知高校教育振興対策交付金事業を拡充してまいります。

次に、ケーブルテレビ事業ですが、今後とも自主放送番組等を通じて、コミュニティの活性化を初め、防災・防犯対策、産業の活性化、保健・福祉・教育など各種行政施策の推進を図ってまいります。

また、活力ある地域づくりや地域の課題解決に向けて、引き続き地域支援担当職員を中心に地域の活動を積極的に応援してまいります。

さらに、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向けて、住民要望や住民相談等に、きめ細かな対応を行ってまいります。

また、「女性のための相談窓口」も、毎月1回の実施を継続し、関係機関と連携をしながら、各種相談業務を充実させ、ぬくもりとほほ笑みのある町政を推進してまいります。

次に、本町の豊かな自然や生活環境の保全につきましては、環境保全に関する普及啓発を行うとともに、公害防止や産業廃棄物の適正処理、さらに適正な動物飼養や空き地管理などについて、関係機関と連携を図るとともに、住民の皆様や事業者の皆様にもご協力をいただきながら、安全で快適な生活環境の維持に努めてまいります。

また生ゴミ等堆肥化容器購入助成や資源ゴミ集団回収事業補助金制度により、ゴミの減量化や再資源化を推進するとともに、地球温暖化防止対策を再生可能エネルギーの普及を推進する一助として、「住宅用太陽光発電システムの設置にかかる補助制度」を継続してまいります。

最後になりましたが、これまでに述べてまいりましたさまざまな施策の実現には、健全な財政を維持することが必要となります。特に地方債残高の縮小につきましては、これまでに繰上償還を初め、交付税算入の有利な地方債の活用や、新規発行債の抑制などによりまして縮減が進み、平成28年度末の実質公債費比率も14%台を見込んでいるところであります。しかしながら、最近の大型事業の実施に伴う地方債の借り入れにより、地方債残高も増加に転じたところであります。今後におきましても、新庁舎建設など多くの地方債の借り入れが見込まれているところであり、さらなる財政の健全化対策が求められます。

このことから、自主財源である地方税の確保におきましては、「公平・透明・納得」の原則のもと、納税者の立場に立った適正な課税と徴収に努めなければならないと考えております。このため、京都地方税機構と十分連携し、納税者の利便性を図りながら、徴収率の向上に努めてまいります。

また、町民の皆様のご要望に応えられるよう、職員一人ひとりが常に住民目線で物事を考え、町民の皆様にとって最適な行政サービスが行えるよう高い意識を持って取り組んでまいります。

以上、さまざまに申し上げてまいりましたが、これら諸施策の実現は、私一人でなし得るものではございません。緊張感を持って誠実に、意思決定機関である議会や町民の皆様のご意見を伺いながら、職員と一丸となって全力を注いでまいる決意であります。

議員各位並びに町民の皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げます。

以上、平成29年度の施政方針といたします。

○議長（野口久之君） 以上で町長の施政方針の説明を終わります。

《日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 平成28年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）～日程第7、議案第2号 平成28年度 統合簡易水道整備事業 畑川浄水場処理施設築造工事請負契約の変更について》

○議長（野口久之君） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 平成28年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）から、日程第7、議案第2号 平成28年度 統合簡易水道整備事業 畑川浄水場処理施設築造工事請負契約の変更についてを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要

を説明させていただきます。

承認第1号 専決処分の承認を求めることにつきましては、平成28年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）につきまして専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。

本年1月14日からの降雪によりまして、予算計上しておりました除雪経費に不足を来すことが見込まれたことから、今後の除雪経費を見込み除雪作業委託料等を計上したものであります。

議案第1号 平成28年度 旧和知第二小学校屋内多目的グラウンド建築工事請負契約の変更につきましては、工期を平成29年3月17日から3月28日に延長することをお願いしております。本年1月の降雪により外構工種の工程に不測の日数を要したものでございます。

議案第2号 平成28年度 統合簡易水道整備事業 畑川浄水場高度浄水処理施設築造工事請負契約の変更につきましては、工期を平成29年3月17日から3月28日に延長することをお願いしております。本年1月の降雪により屋外工種の工程に不測の日数を要したものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長から求めます。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 承認第1号 平成28年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

平成28年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）では、本年1月14日からの降雪によりまして、予算計上しておりました除雪経費に不足を来すことが見込まれたことから、今後の除雪経費を見込み予算計上したものでございます。

それでは、予算書によりまして説明をさせていただきます。

今回の一般会計補正予算（第4号）では、補正前の額117億6,021万5,000円に1,927万円を増額し、補正後の額を117億7,948万5,000円とさせていただきます。

なお、専決は1月16日付で行っております。

次に、事項別明細書4ページ、最終ページでございます。

歳出をごらんください。

8款、土木費、2項、道路橋梁費、2目、道路維持費、雪寒道路維持事業で、13節、委託料では、除雪作業委託としまして1,891万3,000円、16節、原材料費では、補修用資材費として融雪剤の購入費35万7,000円の合計1,927万円を計上したところでございます。

この財源といたしまして、3ページに戻っていただきまして、歳入の18款、繰入金、2項の基金繰入金、2目、財政調整基金繰入金で増額を計上をいたしております。

なお、除雪作業等の状況につきましては、1月14日から1月25日までの間で、除雪作業を行いました日数が10日間、委託契約をしております町内の業者7社、除雪機械台数17台によりまして、主要道路、また、バス路線、通学路を中心に除雪作業を実施したところでございます。

また、契約以外の業者につきましても9社に依頼し、除雪機械台数15台によりまして、委託契約路線以外の路線を中心に除雪作業をお世話になったところでございます。

以上、説明とさせていただきます。承認いただきますようによろしくお願いをいたします。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） ただいま上程となりました議案第1号 平成28年度 旧和知第二小学校屋内多目的グラウンド建築工事請負契約の変更について、補足説明をさせていただきます。

先ほど町長より説明のありましたとおり、平成29年1月の予想を超えた豪雪となり、除雪に日数を要したためであります。

議案書2枚をめくっていただきまして、資料として工事工程表を添付しておりますのでご確認をください。変更前の計画を黒の線、変更後の計画を赤で表示しており、積雪影響日数を上段の赤枠で表示をいたしております。

工程につきましては、工事完了まで雨でありますとか雪を想定をいたしておるところでございますが、通常、この地でありますと、積雪につきましては30から50センチの積雪を想定した場合でも、場外に搬出するものでありませんが、今回は場内だけでは処理ができず雪の搬出も行い、所要の日数を要したことにより、今回、工期を平成29年3月17日から3月28日に変更をお願いをするものでございます。工程表から多目的グラウンドにおきましては、内部足場の撤去、入口部材の取付け、出入口スロープ、場内の舗装、また、便所棟につきましては、出入口のスロープ、浄化槽のコンクリートの打設に影響が出ております。また、特に、外構につきましては、雨水排水施設及び舗装工事については、多目的グラウンド及び便所棟と並行して工事ができるところですが困難となり、影響が出たものであります。

以上、まことに簡単ですが、議案第1号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りお認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 十倉水道課長。

○水道課長（十倉隆英君） 続きまして、議案第2号 平成28年度 統合簡易水道整備事業 畑川浄水場高度浄水処理施設築造工事請負契約の変更につきまして、補足説明をさせていただきます。

変更の理由につきましては、先ほどの町長の提案説明にございましたように、本年1月14日からの降雪等によりまして、屋外工種の工程に不測の日数を要したことにより、工事の完成期日の延期が必要となったものでございます。

資料といたしまして、1月以降の工程表を添付しておりますので、ご確認いただきますようよろしくお願いいたします。当初の計画を黒色の線で、変更の計画を赤色の線で明示しております。

積雪等による影響日数につきましては、赤枠で囲んでおりますように11日間程度でございまして、その不足する日数について、当初の工期末である3月17日を3月28日まで延期させていただくものとして、工事請負契約の変更をお願いすることとしております。

上段の粉末活性炭注入棟の建築工事におきましては、積雪により計画しておりました外壁の吹きつけ工事が施工困難となり、連動いたしまして外部足場の撤去や土間コンクリート打設の工程にも影響が出ております。

2段目の機械設備においては、建築工事に連動いたしまして、配管ピットや屋外配管などにも影響が出ております。

下段の粉末活性炭接触槽の浄水場施設につきましては、積雪により槽周りの配管や防水・防食塗装に遅れが生じたもので、連動いたしまして場内舗装等においても変更の必要が生じたものでございます。

本工事は機械設備における割合が大きく、屋外配管完了後において実液運転及び対向試験を含めた試運転調整日数が必要であることから、変更工程におきましても所要の日数を必要として計画の変更をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第2号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきお認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 平成28年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 雪寒道路維持事業の補正前の予算額は幾らだったか教えてください。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） まず、除雪作業委託料につきましては、当初予算が224万3,000円ということで、補正予算は1,891万3,000円を合わせまして、合計で2,115万6,000円となっております。

また、原材料といたしまして、融雪剤の費用といたしまして、当初59万4,000円、補正予算で35万7,000円、合計で95万1,000円ということになっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 1点伺っておきたいと思うのですが、今回、豪雪ということで除雪の委託料を追加するというので、そのことに特段問題はないわけですが、今回、今の説明がありましたように、町内の7社は、これまでから依頼をしておるということで、新たに今回の雪によって9社に依頼をしたということですが、今回の雪の状況を見ておきますと、除雪が非常に遅れたということもございましたし、除雪をするところの場所へ行くのが大変だったということも聞いておるわけですが、そういうことで自主的に除雪をされた集落もあるようでございますし、日頃そういう機械を持っておられるところもございますし、また、直接近くの業者に依頼をして除雪をしたという地域や集落もあるわけですが、その辺の実態といいますか状況というのは、今回の大雪の除雪に対する調査はつかんでおられるのかどうか伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 先ほど申されました各集落の状況につきましては、いろいろお話も聞かせていただいておりますが、現在、細かな除雪の費用とか、どのように除雪をしていただいておりますとか、そういう状況をつかみ切れておりませんので、今後、各集落にアンケート調査等をさせていただいた中で状況を確認させていただいて、今後の対策、また助成等の参考とさせていただいて、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 今、実態をちゃんと調査をするということでしたので、ぜひそれぞれの実態をつかんでいただいて、それにどういふように対処をしていくかということも非常に大事だと。今回の大雪での除雪を一つの教訓として今後どうするかと。これまでに

ない大雪でございましたので、今後、こういう異常気象の中で起こり得るということは当然考えられますので、やはりそういう体制をどうするかということも非常に大事になっておりますし、実際、京丹波町の除雪をお願いする業者の数も減ってきておると。また、除雪をする機械そのものも、業者の方が持っていないということもあるようでございますので、やはりその辺も踏まえて、どのような体制をとるかということが非常に大事になってきておりますので、集落で、例えばトラクターの前に着ける除雪板とか吹き飛ばす除雪機も補助の対象になっているわけでございますけど、やはりあれを見ておりますと、非常に金額も小さいわけでございますし、なかなか対応し切れないということもございまして、トラクターに着けるといっても非常に危険を伴うということもありますので、やはりその辺も含めて、どういう除雪の取り組みをするかということも非常に大事になっております。そういうものを踏まえて、もうちょっと総合的な判断をして、そしてそういう制度そのものも見直していくと。そういうことが必要だと思うのですけども、その辺はどのように考えておられるのか伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 先ほど申されました業者の委託の関係とか、機械の保有台数とか、また、地元の除雪の状況など実態をまずは把握させていただきまして、それに基づきまして、今後の除雪対策とか支援等を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 財源ですが、基金を取り崩してということでありましたが、雪寒道路維持事業について、国の補助というのはないのかどうかお聞きをしておきたいのと。

それから、今、主要道路、バス路線、通学路を主としてされたということではありますが、団地とかはどういうふうになっていたのか。私たちもいろいろと電話をいただいて、団地内も出入りができないので本当に困っているということでありましたが、町道認定がされていないということで、町道を優先的にというようなお答えもあつたわけではありますが、基本的には、今後も含めてどういうふうにご考えておられるのかお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 団地等の除雪につきましてもいろんなご意見もいただいておりますが、基本的にはバスの路線、また、通学路等、主要な道路を中心に除雪の計画をしておりますので、それをまず速やかに除雪できるようなことで進めております。今後につきましては、さまざまな意見をいただいておりますので検討はしてまいりますが、まずは町道

ということで、町道のほうの除雪を優先していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回、財政調整基金によりまして、事業の部分を確認したわけでございますけれども、一般的に国につきまして、補助事業等につきましては今のところございません。財源的な部分で言いますと、例年特別交付税がございまして、その特別交付税の算定の中に除雪に要する経費というものも含まれておりますので、その中で確保がいただけるのではないかとこのように考えております。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 今、課長が言われましたように、町道を優先的にということでありました。主要道路、バス路線、通学路というのは、大事にさせていただかなくてはいけないということですが、団地におきましては、団地住民の皆さんの要望にもかかわらず、町道認定ができていないという事情もあって、仕事も行けないし本当に困っているというようなことでありました。主な道路を優先的にしながら、あとの道路除雪につきましては、町道とか団地内道路、町道認定されていない道路を区別するのではなくて、いろいろと税金も同じように払ってその利益をこうむるということでもありますので、認定外道路につきましても同等の除雪を行っていくべきだと思いますが、今後、そういうふうに検討していただくべきではないかと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 町道認定外の道路につきましても、いろんなお話も聞かせていただいておりますが、一斉に除雪をするというのはなかなか困難ということもありますし、団地以外の集落につきましても、いろんなご協力をいただいておりますので、今後その辺を調査させていただいた中で、今後の除雪の地元協力とか支援というのも含めて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 業者さんへの除雪作業委託料の算定基準はどのようになっているのかお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 業者の今の委託契約は単価契約ということになっておりますが、その基準となっておりますのは、京都府の単価を基準とさせていただいております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） その基準の内容について、もう少し、待機料ですね。除雪に出なくても、やっぱり業者さんとしては人を確保しておかないといけないということもありますし、その辺の委託料があるのか、1回当たりの時間になるのか、その算定の基準をもう少し詳しく教えてください。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 今、議員が申されました待機料につきましては、京都府のほうではあるようですが、京丹波町では待機料のほうは現在ございません。

あと、除雪につきましては、時間単価によりまして、昼間と夜間ということで単価の違いはあるわけですし、また、機種等によりまして単価は違うわけですが、一応、京都府の単価を基準にお支払いのほうをさせていただいております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 今回の豪雪は、言われてますのは、40年ぶりとか、50年ぶりとかいう予測外の状態だったんです。先ほどから質問に対する返答を聞いておりますと、この豪雪に対応するために地元業者の方をお願いするのにもなかなか大変で、一部町道でありながら2日後とか3日後にどうしてもなっていたように思うんです。この豪雪を機会に、もう一遍、再三申し上げていることですが考えてほしいのは、これからも公共事業、特に町発注は増えないと思うんです。発注方法として非常に効率は悪くなりますけども、分割して発注することによって、地元業者の方が生計が成り立っていくというんですか、建設業者としての維持がしていただけるようなことを日頃からしておかないと、今回は雪ですけども、最近の天候等を見ていると、台風とか、集中豪雨とか、そういうようなこともこれから起きてくると思うんですよ。雪の場合は、まして冬場は余り出ることがないんですけど、道の山が崩れて通行どめになるとかそういうことになると、やっぱり重機がなかったらどうしようもならないわけですね。そんな中で、最近、特に一括でJVで、そのヘッドは町外の方というような状態の発注が多いように思うんです。やっぱりこれは見直しておかないと、何かあったときに、本当に町民の人は困るわけですし、工事の発注の効率が1割ぐらい高くなっても分割してやることによって、特に地元業者を育成するような方法を考えておかないと、効率ばかり追っていくと、万一のときに困らなければならないかと思います。そういうことについての基本的な考え方は、今回の豪雪は、やっぱりある意味では教訓にすべきだと思う

のですが、基本的なこういう考え方についてをお聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 木南監理課長。

○監理課長（木南哲也君） 発注関係、監理課からお答えいたしますが、まず、村山議員がおっしゃっておられますように、一番はやはり町内業者さんに発注するという思いは強く持っております。なるべく分割できるような形をいつも考えておりますし、今後もそういうふうに思っていきたいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 先ほど答弁いただいたことで、アンケートの実施ということで、当然そういうことで実態をつかむということが必要だと思うのですが、実施の時期ですね。暖かくなってから調査をしていたのでは、そのときのことがどんどん忘れられますので、アンケートで実態をつかむということは、忘れないうちに早く実施すべきだと思うのですが、アンケートをするという時期はいつ頃を考えておられるのかというのが1点。

それから、先ほど篠塚議員からございましたけども、業者の待機の関係ですね。京都府は待機料を出しているということでしたが、本町ではそれは出していないということだと思うのですが、待機というよりも拘束をするわけなのでね、作業する人を。そういう意味で言うと、拘束をしておるわけなんですから、一定の保障をするということも必要だと思うのですが、その辺の見解を改めて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 地元も含めまして、業者も含めまして、どのような形で今後調査のほうをさせていただくというのはまだ未定でありますので、時期等につきましても決まっておらないわけですが、今回の大雪を教訓にして、今回いろんなこととお聞きしておりますことや問題になったこともありますので、今後対策は必要かなというふうに考えておりますし、アンケートにつきましても、できるだけ早いうちに地元の状況を把握したいなというふうに考えておりますが、時期につきましても、新年度の区長さんの入れ替わりとかがありますので、できるだけ早い時期には実施したいと思いますが、新年度に入った新しい区長さんに対しまして聞き取りをさせていただきたいなというふうに考えております。

また、待機につきましても、今のところ待機の費用というのは予算の中にも見込んでいないわけですが、今後、京都府の状況とか、どのようにされているかということも参考にさせていただいて、今後研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより、承認第1号を採決します。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 平成28年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第1号 平成28年度 旧和知第二小学校屋内多目的グラウンド建築工事請負契約の変更についての質疑を行います。

村山君。

○10番（村山良夫君） 工期は変更されたのですが、先ほど申しあげましたように、今回の豪雪というのは何十年ぶりかの豪雪ですので、工事を請け負われた方が工事の見積もりをされたときに、この除雪費用がこれぐらいかかるということは、多分、算出されていないと思うのですが、その辺はどうなんですか。今回の豪雪は、天災に準ずるということで、金額も除雪費用として追加しなければならないのではないかなと思うのですが、その必要はないのかどうかお聞きをします。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） 今回の雪につきましては、一般的には、現場における除雪費用につきましては、諸経費の中の共通仮設費に含まれているものと考えております。今回の除雪につきましては、近くに共同作業所等の除雪も含めまして、企業努力で行うこととしていただいております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 私もちよっとお尋ねしておきたいと思うのですが、今回の豪雪で当然そういう作業が遅れるということは当然あるかと思うのですが、先ほど説明をい

ただいた水道の関係は11日間程度ということでしたが、和知でございますので、この工程表を見ると、3回赤く囲んでその間が積雪の除雪ということ。また、残雪の搬出となっているのですけども、同じ工期を11日間延ばすということなのですが、具体的にこの工期で十分できるということなのかどうかというのが1点と。

現時点では、2月の後半でございますが、どの程度の進捗状況なのか伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） 工期の11日間でございますけども、これにつきましては、除雪及び搬出した日数でございますけども、若干企業の工事体制の強化によりまして、詰めさせていただきますところでございます。

それから、現時点での進捗率でございますけども、91.3%でございます。あと、外構工事を残しておるところでございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

議案第1号 平成28年度 旧和知第二小学校屋内多目的グラウンド建築工事請負契約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 平成28年度 統合簡易水道整備事業 畑川浄水場高度浄水処理施設築造工事請負契約の変更についての質疑を行います。

村山君。

○10番（村山良夫君） これも先ほどの質問と同じですけども、除雪費用は企業努力でやっ
ていただくことになるのですか。

○議長（野口久之君） 十倉水道課長。

○水道課長（十倉隆英君） 場内の工事でございます、進入路から含めまして、業者と職員双方によりまして除雪作業のほうは行ったところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） わたしもちょっと工事の状況について伺っておきたいと思うのですが、先ほどもお尋ねしたのですが、11日間工期延期をするということなのですが、現時点で進捗率というのはどの程度になっているのか伺っておきます。

○議長（野口久之君） 十倉水道課長。

○水道課長（十倉隆英君） 2月末時点で97%の進捗率でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

議案第2号 平成28年度 統合簡易水道整備事業 畑川浄水場高度浄水処理施設築造工事請負契約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩をいたします。10時45分まで。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時45分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

《日程第8、議案第3号 京丹波町役場位置条例の制定について～日程第35、議案第30号

平成29年度京丹波町水道事業会計予算》

○議長（野口久之君） お諮りいたします。

ただいまから上程になります日程第8、議案第3号 京丹波町役場位置条例の制定についてから、日程第35、議案第30号 平成29年度京丹波町水道事業会計予算までの議案につきましては、本日は、提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

これより日程第8、議案第3号 京丹波町役場位置条例の制定についてから、日程第35、議案第30号 平成29年度京丹波町水道事業会計予算までを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、引き続きまして提案させていただきます議案について、その概要を説明いたします。

議案第3号 京丹波町役場位置条例の制定につきましては、庁舎の移転整備を行うに当たり、役場の位置の変更を行うものであります。

議案第4号 京丹波町地域熱供給施設条例の制定につきましては、本町における木質バイオマスの利用を推進するため、京丹波町地域熱供給施設について定めるものであります。

議案第5号 京丹波町わち地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、町民の交流、体育及び文化の向上並びに福祉の増進を図ることを目的に京丹波町わち地域交流拠点施設の設置及び管理について定めるものであります。

議案第6号 京丹波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきましては、個人情報保護法等改正法による番号法の改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うものであります。

議案第7号 京丹波町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成29年4月から平成30年3月までの間、特別職の給料及び期末手当の額を100分の10減じた額とするものであります。

議案第8号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成29年4月から平成30年3月までの間、管理職手当の月額を100分の10減じた額とするものであります。

議案第9号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の

一部改正により、消費税率10%引き上げ時からの実施と定められております。法人住民税法人税割の税率見直しや、自動車取得税の廃止に伴う軽自動車税環境性能割の新設等につきまして所要の改正を行うものであります。

議案第10号 京丹波町丹のまち広場うるおい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、丹のまち広場うるおい館の利用に際し、使用施設の見直しを行うものであります。

議案第11号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第12号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び、議案第13号 京丹波町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、基準省令の改正に伴い、小規模多機能型居宅介護あるいは介護予防小規模多機能型居宅介護の人員基準において、看護職員が兼務可能な施設等の一つに地域密着型通所介護事業所を位置づけるものであります。

議案第14号 京丹波町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につきましては、京丹波町水道事業の設置等に関する条例の制定に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第15号 平成29年度京丹波町一般会計予算から、議案第30号 平成29年度京丹波町水道事業会計予算につきまして、一括して説明申し上げます。

まず、一般会計予算の総額は、109億6,200万円、前年度当初予算に比べ4.8%の減額となりました。また、平成29年度から新たに公営企業会計となる水道事業を含む特別会計全体では、国民健康保険事業特別会計の保険給付費や水道事業特別会計の施設管理経費と施設整備費用などの減額要因等により、92億866万5,000円と、前年度対比1.6%の減額となっております。なお、全ての会計の総額は201億7,066万5,000円となり、前年度対比7億420万9,000円、3.4%の減額となりました。

それでは、一般会計の歳出から特徴的なものについて説明申し上げます。

総務費では、新庁舎の建築にかかる実施設計業務や予定地の既存建物撤去費用などに2億4,500万円、JR和知駅を中心とした駅再生プロジェクトとして、駅前広場の整備を検討するための調査測量費に200万円、若い世帯の定住を促進するため、和知地区の馬森、花ノ木団地5区画の分譲に際して、若者定住促進宅地購入補助金として500万円を計上しております。また、本町の豊かな食のPRと地域振興を図るためにふるさと寄附金制度を運

営するための経費として4,301万円、瑞穂地域の旧小学校の地元活用に対する支援として「町有財産有効活用支援負担金」に85万円、教育支援として須知高校教育振興対策交付金103万円、須知高校通学支援として町営バス利用促進助成金180万円、高齢者運転免許証自主返納奨励金に50万円、町営バス運行事業特別会計への繰出金に7,469万円、住民自治組織の育成と組織化を支援する住民自治組織まちづくり交付金及び地域力向上事業助成金、京丹波町住民自治組織連絡協議会への補助金を合わせまして206万円、地域おこし協力隊6人の人件費及び活動経費として2,509万円を計上したところであります。

また、地域資源活用推進事業として、家畜排せつ物を活用したメタン発酵による食と農とエネルギーの循環利用のための事業化可能性調査と地域熱供給施設のさらなる活用に関する調査に1,427万円、京丹波ぬく森のイス贈呈事業や北海道下川町との交流など、森林（もり）の文化創造事業に443万円、木質バイオマス活用のモデル事業として進める地域熱供給施設管理事業に1,523万円を計上しております。

民生費では、少子高齢化が進む中、高齢者や障害者の皆様が住みなれた地域で安心して自立した生活を営むことができる環境づくりと、児童福祉における子育て支援の充実、拡充に配慮した予算編成に努めたところであります。主なものとしましては、地域に密着した見守り活動のネットワーク事業に390万円、障害者の自立支援事業に3億5,677万円、自立支援医療給付事業に2,396万円、地域生活支援事業に4,878万円を計上しております。

また、高齢者福祉では、介護保険事業に2億9,549万円、介護療養型老人保健施設運営事業に8,198万円、高齢者の在宅生活を支援する在宅高齢者等生活支援事業に2,594万円、後期高齢者医療広域連合に対する給付費負担金など関係経費に2億9,174万円を計上しております。

また、出生から18歳以下の方までの入院等に係る子育て医療費助成事業としまして、2,855万円、すこやか子育て祝金事業に750万円を計上したほか、ファミリー・サポート・センター事業に500万円、児童手当支給事業に1億6,884万円を計上しております。

次に、保育所費では、上豊田保育所保育施設整備工事に126万円、みずほ保育所施設改修工事に135万円、わちエンジェル施設改修工事に1,724万円などの環境整備や運営経費に総額3億4,951万円を計上し、子どもたちの健やかな成長を支援することとしております。

衛生費では、町民一人ひとりの健康寿命の延伸を目指し、健診内容を充実させ、引き続き

各種健診事業を無料で実施するとともに、健診後の保健指導や健康教育事業の充実に努めてまいります。また、安心して妊娠、出産ができる体制の確保のための不妊治療給付事業に1,200万円、妊婦健康診査などに785万円、生活習慣病予防のための特定健康診査事業に1,815万円、胃がん、大腸がん、乳がん検診など、その他健康診査事業に5,408万円を計上しております。

また、予防費では、予防接種事業に3,910万円を計上しております。

環境保全、地球温暖化防止などの環境衛生対策では、地球温暖化対策として再生可能エネルギーの推進を図ることを目的に、住宅用太陽光発電システム設置費補助金などに641万円を計上したほか、下水道会計への繰り出しを含め7,109万円、清掃費には、船井郡衛生管理組合の分担金を主なものとして2億8,667万円、上水道費には水道事業会計への補助金として6億577万円を計上しております。

農林水産業費につきましては、農業費では、有害鳥獣対策事業に9,058万円を計上し、被害防止や捕獲施設の設置、鳥獣撃退器の実証など対策の強化を図るほか、中山間地域等直接支払事業に1億1,148万円、多面的機能支払交付金事業に9,879万円を計上し、地域ぐるみの活動や営農への支援を行うとともに、集落営農組織への農業機械導入補助をはじめとする農業振興事業に1,518万円、新規就農を支援する後継者育成事業に949万円、特産物等作付助成などの水田農業構造改革対策助成事業に2,896万円、黒大豆・小豆の生産拡大を図るための機械導入への助成を行う生産加速化事業に1,047万円、鳥インフルエンザ発生農場跡地活用の推進を図るための調査設計業務等経費などに4,178万円、農業用施設整備などの農地保全事業に1,393万円、ため池等を整備する土地改良施設維持管理事業に1億107万円を計上し、営農組織等の担い手育成や特産物の生産振興、ため池など農業生産基盤の整備と防災・減災に向けた整備を進めてまいります。

また、ケーブルテレビの運営には2億715万円を計上しております。

林業費では、林業の担い手育成をはじめとする林業振興対策事業に1,112万円、町有林の整備、皆伐主伐等を実施する公有林整備事業に3,547万円、名産である「丹波クリ」の振興に412万円、木材需要の拡大と有効利用を図る木材搬出事業に586万円、森林資源の循環利用などを目指す木のぬくもり活用推進事業に423万円を計上したほか、整備最終年度となる森林管理道の塩谷長谷線開設に6,433万円を計上し、森林の保全及び活用と路網整備を図ってまいります。

商工費では、町商工会のプレミアム商品券発行事業や小規模事業経営支援事業への補助を初め、資金融資利子補給などの商工業振興事業に2,301万円、融資保証料補給事業に4

50万円、本町の特性に合った地域資源活用型の企業誘致を推進する企業誘致対策事業として60万円を計上したほか、京丹波町産業ネットワークの活動を通じた新事業の創出や雇用促進、起業セミナー実施など町内での起業を支援する起業・新産業育成事業に170万円を計上し、小規模店舗や中小企業への経営支援を引き続き実施してまいります。このほか、買い物支援バス運行事業に200万円を計上するなど、商工業の振興を図ってまいります。

観光費では、観光振興事業として、京丹波町観光協会の運営補助に850万円を計上し、夏まつり開催への助成と観光協会との連携による京丹波町ならではの観光事業を推進してまいります。

また、道の駅「京丹波 味夢の里」の維持管理・運営モニタリング業務委託費などに1,169万円を計上し、引き続き施設の適切な運營業務の確認を行うこととしております。

京丹波町まるごと交流型観光推進事業には1,350万円を計上し、各種物産展への参加や旅行会社訪問など積極的な観光プロモーションを実施し、戦略的な観光施策を推進いたします。また、ロケ誘致・観光振興の促進などロケ地誘致事業に2,253万円を計上し、京丹波町ロケーションオフィスの運営を行ってまいります。

土木費では、道路維持費として7,427万円を計上しております。冬季の除雪を初め、道路利用者の通行に支障がないよう維持管理に努めてまいります。道路新設改良費では、曾根宮ノ浦戸麦線や蒲生野中央線の改良や橋梁修繕、舗装修繕等、継続して整備を進める13路線と、安井南谷線等、新規に取り組む4路線、また、2カ所の治水対策などに総額5億4,427万円を計上し事業に取り組んでまいります。このほか、河川維持管理事業に2,503万円を計上しております。住宅管理費では町営住宅の維持管理費に2,077万円、木造住宅耐震改修事業や継続して実施します住宅改修補助金交付事業に1,365万円を計上しております。このほか地域住宅計画事業として、老朽化した和知地区小畑団地の住宅解体撤去費1,500万円を計上しております。

消防費では、中部広域消防組合負担金に2億7,911万円、消防団運営費に7,450万円、防火水槽設置事業に1,570万円を計上しております。また、避難所用パーティション、防護服、個人線量計などの原子力災害対策備品の整備や、災害時の緊急備蓄物資の購入、防災ハザードマップの作成や原子力災害住民避難計画改定などの防災事業に1,436万円を計上したほか、デジタル移動系防災行政無線維持管理事業費として914万円を計上し、災害時の体制強化に努めてまいります。

教育費では、総額で8億2,789万円を計上しております。認定こども園開設準備事業に2,390万円、小中学校の教育情報機器整備事業に3,675万円、ホストタウン構想

推進事業に231万円を計上したほか、学校運営、教育振興、社会教育の推進に所要の額を計上しております。

次に、歳入についてであります。現下の経済情勢のもと、景気の上向きには、今しばらくの時間が必要な状況であると認識しております。

このような状況の中で、町税につきましては、平成28年度の賦課資料及び決算見込み、また地方財政計画の指標、さらには、総所得の推移などをもとに検討を加え、過大見積もりにならないよう計上し、総額で前年度比2,341万円増の15億9,295万円を見込んでいるところであります。

また、財源の確保対策としまして引き続きふるさと寄附金による財源の確保を図ってまいります。寄附金の額は3,000万円を見込み、その全額を基金に積み立てるとともに、前年度に積み立てました寄附金を繰り入れ、寄附目的に合致する事業に活用してまいります。

なお、地方交付税につきましては、合併特例措置の段階的縮減が2年目となり、合併算定替と一本算定の差額の30%が減額されることから、特別交付税を含め前年度から1億5,000万円減額の48億6,000万円を計上したところであります。

平成29年度は、施政方針で申し上げましたように、京丹波町総合計画を軸に京丹波町創生戦略やバイオマス産業都市構想などに基づき、国・府の財政支援を受けながら事業を展開していくこととなりますが、本町が目指す「安心」「活力」「愛」のあるまちづくりを着実に前に進めてまいります。目指すのは、誇りの持てるふるさと京丹波町であります。そのためには、職員一人ひとりが目的に向かい力を合わせ町政の推進に当たってまいり所存であります。

議員各位を初め、町民の皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

国民健康保険事業特別会計では、22億5,200万円を計上しております。国民健康保険事業は、少子高齢化の進展や雇用環境の変化、税負担能力の低下や医療費が増加傾向にあることなど、市町村国保が抱える構造的な課題により、財政状況が一段と厳しさを増す中、国においては、社会保障制度改革国民会議の報告書を踏まえ、社会保障制度改革の全体像や進め方を示すプログラム法が成立し、また、法改正により、持続可能な医療保険制度を構築するため、平成30年度からは、市町村国保の都道府県化が開始されることとなり、今年度は、その準備の年でもございます。今、国保制度改革は計画から実行へと移る大きな変革期を目前に控えております。

いよいよ、都道府県が財政運営の責任主体となり、中心的な役割を担い安定した財政運営を図ることとなりますが、今後におきましても、引き続き国の財政支援の強化を京都府とと

もに求めてまいりたいと考えております。

本町の国保税率につきましては、これまでから保険給付費等の伸びに対応するため、税率改定も視野に入れ種々検討を重ねておりますが、今年度におきましても、被保険者の皆様の負担を考慮し、据え置くことといたしました。

引き続き、特定健診事業に積極的に取り組むとともに、医療費の適正化対策や収納率向上対策により、公平性の確保と財政安定化を図ってまいります。また、京都府国民健康保険広域化等支援方針に基づく共同事業等を活用して業務の効率化を図り、安定的な事業運営に努めてまいります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、2億2,332万8,000円を計上しております。

本会計につきましては、京都府後期高齢者医療広域連合の算定に基づく保険料を徴収し、広域連合に納付する収支となっております。

昨年度より、広域連合からの人間ドック助成金が削減されましたが、平成29年度におきましても、一般会計からの繰り入れなどにより、個人負担を変更することなく、高齢者の保健予防に精いっぱい努めてまいりたいと考えております。

介護保険事業特別会計事業勘定では、21億5,644万円を計上しております。

平成29年度におきましては、平成30年度から3カ年を計画期間とする第7期介護保険事業計画を策定いたします。

第6期介護保険事業計画の最終年度として、引き続き、介護サービス給付の適正化と、介護予防事業に取り組むとともに、地域支援事業の充実を図り、介護が必要な状態になっても、住みなれた地域での暮らしが営めるよう事業の円滑な推進と健全運営に努めてまいります。

また、地域包括支援センターを中心に、住民主体の健康づくりや介護予防の取り組みを支援するとともに、平成27年度末から実施の「介護予防・日常生活支援総合事業」では、関係機関と連携を図りながら、利用者の皆様の選択による多様なサービス提供に努めてまいります。

サービス事業勘定では、659万5,000円を計上しております。要支援者への介護予防支援計画の作成を主なものとして、事業を推進しております。

また、老人保健施設サービス勘定では、1億5,586万9,000円を計上し、施設の運営、入所サービス等の提供を行い、和知診療所の訪問事業と組み合わせて、在宅復帰や在宅療養の支援など包括的なケアに取り組んでまいります。

下水道事業特別会計につきましては、9億2,750万円を計上しております。使用料確

保を適正に行うとともに、経費の縮減に努め、効率的な管理に取り組んでまいります。

農業集落排水事業や公共下水道事業におきましては、適正な維持管理を行うことで、施設の長寿命化を図ることとし、浄化槽施設管理における帰属基数の増加も含めた汚水処理普及率の向上を目指し、公共用水域の水質保全に努めてまいります。

町営バス運行事業特別会計につきましては、9,910万2,000円を計上しております。児童・生徒の通学バス及び地域公共交通として安全運行に努めるとともに、利便性の向上を図ってまいります。

国保京丹波町病院事業会計では、病院、各診療所の3条予算の収益的収入及び支出に10億2,190万円を計上しております。また、4条予算の資本的収入には6,268万7,000円、支出におきましては1億1,809万6,000円を計上し、資本的収入及び支出に不足する額5,540万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

財政対策としましては、平成28年度に引き続き、一般会計からの繰入金の4条予算の資本的収入におきましては、基準内繰入金のみとして、経営改善に努めてまいります。

平成28年度中に策定されます「京都府医療構想」を受けて進めてまいります。引き続き厳しい経営環境に変わりはありませんが、さらなる経営の健全化と保健・福祉・医療・介護の一層の連携強化を図り、地域包括医療の推進に努めてまいります。

また、医師確保につきましても、引き続き京都府や府立医大並びに関係医療機関への要望や奨学金制度の活用などにより一層安定した医療体制の確立に向けて全力で取り組んでまいります。

水道事業会計につきましては、平成29年度から公営企業会計方式の予算編成となります。

経営活動に伴い発生が予定される3条予算の収益的収入には、水道料金や一般会計からの繰入金など、14億6,531万9,000円、収益的支出には、水道施設の機械・電気設備類の維持補修工事費や、次年度からの管路更新事業に必要な管路更新計画作成業務等の委託料、過年度滞納額などの特別損失を含む15億3,891万8,000円を計上しております。また、4条予算の資本的収入には、企業債や管路の耐震化補助金など、1億8,038万5,000円、資本的支出には、耐震化工事にかかる委託料や工事請負費などの建設改良費や企業債償還金など、6億7,331万7,000円を計上しております。

なお、資本的収支に不足する額4億9,293万2,000円につきましては、開始時現金預金残高2億5,660万8,000円を充当し、その残額2億3,632万4,000円は、当年度損益勘定留保資金で補填することとし、水道施設の適正な維持管理に努め、安

心・安全な水道水の安定供給を目指してまいります。

その他、土地取得特別会計につきましては、基金利子等の積み立てを計上したものであり、育英資金給付事業特別会計につきましては、育英基金の目的に沿う適正な給付に留意し、529万6,000円を計上しております。また、須知、高原、桧山、梅田、三ノ宮、質美の各財産区特別会計につきましては、財産の管理及び住民団体への助成を中心として編成したものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ慎重に審議賜りまして、原案に賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、平成28年度の補正予算につきましては、後日追加提案させていただきたく思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長に求めます。

議案の説明は日程順にお願いをいたします。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） それでは、議案第3号 京丹波町役場位置条例の制定につきまして補足説明を申し上げます。

庁舎の移転整備を行うに当たり、役場の位置の変更を行うものでございまして、合併10年が経過し、新たなまちづくりの拠点として新庁舎の建設に向けまして、本年度より具体的に検討を始めたところであり、新庁舎建設基本計画の策定を円滑に進めるため、京丹波町新庁舎建設基本計画審議会を設置し、新庁舎建設に関する事項について諮問し、調査審議いただいたところでございます。

昨年、12月12日に審議会から新庁舎建設基本計画（案）の答申をいただいたところであり、その後、新庁舎建設基本計画（案）に関しての意見募集、パブリックコメントを実施し、ご意見をいただくとともに3回目の住民ワークショップを開催し、基本計画（案）の内容確認や基本設計に向けて庁舎の配置や求められる施設などのご意見をいただいたところでございます。

これらの内容を踏まえまして、本年2月に京丹波町新庁舎建設基本計画がまとまったところでございます。この京丹波町新庁舎建設基本計画に基づきまして、いよいよ本格的に事業を推進していくこととなります。本条例の制定につきましては、庁舎の移転整備に当たり、役場の位置の変更を行うものでありまして、現庁舎の位置から新庁舎の建設予定地であります京丹波町ふれあい広場の位置に変更するものでございます。

なお、この条例の施行日につきましては、施設の供用日が未確定のため、規則で定める日

としたところでございます。

以上、京丹波町役場位置条例の制定についての補足説明とさせていただきます。ご審議いただきましてご議決賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） ただいま上程となりました議案第4号 京丹波町地域熱供給施設条例の制定につきまして補足説明を申し上げます。

京丹波町創生戦略、そして第2次京丹波町総合計画（案）におきまして、基本理念、将来像を「日本のふるさと。自給自足的循環社会●京丹波」としまして、森林や食、子育て力、地元力という財産や強みを最大限に生かすこととしております。

その中で、森林につきましても、古くからの木を使う暮らしを現代版に改編しながら、本町の豊富な森林資源を活用し、持続可能な地域資源の循環を図ることとしております。

また、本町がバイオマス産業都市として進めます京丹波町バイオマス産業都市構想におきましても、森林資源をフル活用し、地域内の資源と経済が循環する仕組みをつくっていくこととしております。

これらの取り組みのモデルとして進めますのが木質バイオマスによる地域熱供給システムであります。平成28年度事業といたしまして、2月20日までを工期として整備を進めてまいりました京丹波町地域熱供給システム整備工事が無事完成いたしました。

そして、今回上程の京丹波町熱供給施設条例（案）は、平成29年度から地域熱供給システムの運用を始めるに当たり、関連施設及び設備を町の公有財産として整備するために条例を制定するものでございます。

京丹波町地域熱供給施設条例（案）の内容についてでございますが、4つの条項からなりまして、第1条では趣旨を、第2条では、施設及び設備の名称と位置を規定しております。第3条では、管理及び運用についての規定で、施設の目的に即した良好な状態での管理と効率的な運用に努めなければならないとしております。第4条は補足の規定でございまして、条例の施行日につきましては平成29年4月1日としております。

以上、簡単ではございますが、議案第4号の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） ただいま上程となりました議案第5号 京丹波町わち地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定につきまして補足説明をさせていただきます。

提案理由につきましては、ただいま町長から説明があったとおり、京丹波町わち地域交流

拠点施設の供用開始に伴い、施設の設置及び管理に関する条例を制定するものであります。

第1条につきましては、町民の交流、体育及び文化の向上並びに福祉の増進を図るため、京丹波町わち地域交流拠点施設を設置することとしております。

第2条では、施設の名称及び位置を規定しておりまして、名称を屋内多目的広場と芝生広場とするもので、位置を京丹波町篠原堂ノ下33番地1、芝広場を堂ノ下31番地ほかとするものでございます。

第3条につきましては、町の責務であります管理について規定をいたしております。

第4条については、施設を使用する者は他の施設と同様、あらかじめ予約等をお願いすることとしておるものでございます。

第5条では、承認を受けた者が最善の注意を持って使用させることを規定し、規定に違反した場合について規定しておるものでございます。

第6条では、使用料について規定をしております。屋内多目的広場1面当たり1時間320円、照明を1時間210円としておりまして、芝生広場を無料とするものでございます。

第7条では、使用者に対し施設または設備を汚したり傷つけた場合は、賠償しなければならないことを規定をしております。

第8条では、施設の維持管理を委託できることとしております。

また、第9条では、この条例に施行し必要な事項は規則で定めるものとしております。

以上、まことに簡単ですが、議案第5号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りお認めいただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 議案第6号 京丹波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきまして補足説明を申し上げます。

今回の改正は、町長の提案理由の説明にもありましたように、個人情報保護法等改正法によります番号法の改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

議案書2枚目の新旧対照表をごらんをいただきたいと思います。

第2条、用語の定義の第9号でございます。情報提供等記録に係る定義でございまして、現行では、番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報とありまして、記録に記録された特定個人情報とは、情報照会者及び情報提供者の名称、提供の求めの日時及び提供があったときはその日時、特定個人情報の項目等を記録することとなっております。

今回、改正後の番号法第26条が新たに追加をされまして、ここでは条例で定める事務関

係者等による個人情報の求め及び提供についても準用をされることとされておりまして、記録する必要があることとなるものでございます。

次に、第21条の2につきましては、番号法第26条の規定が新たに追加されることに伴い、現行の番号法第26条から第56条までの規定が1条ずつ繰り下がることから、個人情報保護条例において、これらの規定を引用しておりますので改正するものでございます。

以上、議案第6号 京丹波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきましての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第7号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして補足説明を申し上げます。

平成29年4月から平成30年3月までの間、特別職の給料及び期末手当の減額を引き続き行うものでございます。附則によりまして、給料及び期末手当の額から100分の10減じた額とするものでございます。この減額につきましては、平成19年4月から実施をしているところでございます。

なお、この改正によります削減額につきましては、総額で317万3,000円となります。

以上、議案第7号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第8号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして補足説明を申し上げます。

平成29年4月から平成30年3月までの間、管理職手当の支給額の減額を引き続き行うものでございます。附則によりまして、給料の月額に支給割合を乗じて算出した額の100分の10減じた額とするものでございます。この減額措置につきましては、平成19年4月から継続して実施をしているものでございます。

なお、この改正によります削減額につきましては、総額で約152万円となるものでございます。

以上、議案第8号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） それでは、議案第9号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定につきまして補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、平成28年3月31日に公布されました地方税法等の一部を

改正する法律の改正、及び平成28年11月28日に公布されました社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法等の一部を改正する法律等の一部改正に基づき所要の改正を行うものでございます。

地方税法の改正は、消費税率10%への引き上げ時から実施されると定められておりました法人住民税の税率見直し、また、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の新設等について、また、その消費税率10%の引き上げ時期を平成31年10月1日とすることが定められたことに伴いまして、所要の改正が行われたところでございます。

法改正の主な概要といたしましては、一つ目には、地方法人課税の市町村間の税源の偏在是正をするために、交付税の原資化をさらに進める措置が講じられたところでございます。平成26年度税制改正において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引き下げ、引き下げ分相当額について地方法人税を国税として創設をされ、地方交付税の原資化を図る措置が講じられたところでございます、

今回の改正は、消費税率が10%へ引き上げ時において、さらに法人住民税法人税割の税率を都道府県分、市町村分とも引き下げを行うこととあわせまして、その引き下げ分につきまして国税であります地方法人税の税率を相当分引き上げる措置が講じられたところであります。

また、二つ目には、引き続き車体課税に対する必要な措置が講じられたところであります。これまでの税制改正によりまして、車体課税をより積極的に環境関連税制として位置づけていく方針のもとで、低燃費車など環境性能のすぐれた自動車に対する軽減措置とあわせて、一定年数を経過した車両に対する重課措置が講じられてきたところであります。今回、消費税率10%引き上げ時において、自動車取得税の廃止とあわせて、自動車税及び軽自動車税にそれぞれ環境性能割が新設され、また、これに伴い現行の自動車税及び軽自動車税を種別割とすることが定められたところであります。この環境性能割につきましては、車両取得時における申告に基づき燃費等の環境性能に応じた税率によりまして、主たる定置場、所在市町村に納付いただく仕組みで、環境性能がすぐれた自動車の普及促進及び環境負荷の低減を図るもの、また、このような観点と同時に地方の安定的な財源確保に資するものとして位置づけられております。

なお、賦課徴収等事務につきましては、自動環境性能割の例によりまして、当面の間、車両の主たる定置場、所在道府県において行うものと定められております。

一方、種別割につきましては、現行の軽自動車税に係る部分について名称等一定の法整備が行われたものでございまして、性能内容等々について特段の変更はございません。

以上が地方税法の改正概要でありまして、これらの法改正の内容に基づいた町税条例の改正についてお願いするものでございます。

それでは、今回の税条例の改正の内容につきまして、その概要を新旧対照表によりましてご説明を申し上げます。

まず、第1条関係についてご説明申し上げます。新旧対照表1ページ、第18条の3につきましては、軽自動車税における種別割の区分整理に伴いまして、その文中表現について整理を行うものでございます。

同じく1ページから2ページ、第19条につきまして、これも地方税法の改正に伴いまして、軽自動車税において環境性能割に係る適用条項を追加するなど所要の整理を行うものであります。

次に、第34条の4につきましては、新旧対照表2ページと資料一番後ろのところに資料を3ページ分つけさせていただいております。その資料1ページをあわせてごらんください。平成26年度税制改正において、税源の偏在性を是正する方策が講じられることとなり、法人住民税の税率のうち都道府県課税分の1.8%と市町村課税分の2.6%が加算した4.4%相当分について国税として創設をされた地方法人税に移行されたことを受け、法人住民税の税率改正が行われたところであります。平成28年度税制改正におきまして、消費税率が10%引き上げ時点からさらに法人住民税法人税割の税率につきまして都道府県分2.2%、市町村分3.7%をともに引き下げるとともに、相当分については国税である地方法人税の税率を5.9%引き上げる措置を講じるとされ、地方税法の改正が行われたところでございます。このことに伴いまして、本町の税率につきましても法改正と同様に現在の税率12.1%から国税に移行される3.7%を減少させた8.4%に改正をさせていただくものでございます。

なお、国税に移行されます地方法人税の収入は、これまでと同様に全額国の交付税特別会計に収納されまして、地方自治体に交付される地方交付税の原資として活用されるということでございます。引き続き地域間における税源の偏在是正が講じられることとなります。

続きまして、新旧対照表2ページ以降につきましては、軽自動車税に係る規定の整理を主に行うものでございます。

初めに、新旧対照表2ページから3ページ、第80条でございます。あわせて資料の2ページ及び3ページをごらんください。地方税法の改正によりまして、軽自動車税における環境性能割の新設に伴いまして、新たに環境性能割と種別割に分類される体系となりますことから、それぞれの納税義務者等について環境性能割については取得者、種別割につきまして

は所有者を納税義務者とすることなどにつきまして整理がなされるとともに、あわせて条文中の適用条項及び文言など必要な事項について所要の整理を行うものでございます。

次に、新旧対照表の3ページから4ページをごらんください。第81条についてご説明を申し上げます。法改正によりまして、軽自動車等の売買契約において売り主が当該軽自動車の所有権を留保している場合の賦課徴収について、買い主を所有者とみなす、みなす課税に係る内容が整備されたことに基づきまして、規定におきましても同様に新たに条項を追加するなどの整備を行うものでございます。

同じく4ページ、第81条の2につきましては、これまで第80条の2として定めておりました日本赤十字社の所有する軽自動車に対する非課税の範囲につきまして、条ずれによる整理を行うものでございます。

同じく4ページの第81条の3でございます。環境性能割の課税表示につきましては、自動車の取得価格とすることなど新たに規定に定めるものでございます。

次に、5ページ、第81条の4につきましては、地方税法で定められた税率と同様に環境性能割の税率につきまして規定において明記するものであります。三輪以上の軽自動車で平成32年度基準エネルギー達成車につきましては1%、平成27年度基準エネルギープラス10%達成車につきましては2%、それ以外の車両につきましては3%の税率を定めるものとしております。ただし、後ほど、附則で説明をさせていただきます第15条の6につきまして、3%の部分につきましては特例により2%とすることなど、これも地方税法に基づく措置を講じることとなります。

同じく5ページの第81条の5につきましては、環境性能割の徴収方法につきましては、法改正の内容と同様に申告納付の方法とすることなどにつきまして新たに規定に定めるものでございます。

同じく5ページから6ページ、第81条の6につきましては、環境性能割の申告納付の方法等につきまして、地方税法並びに同法施行規則の改正内容にあわせまして、申告書及び報告書の提出並びに納付等につきまして、その内容を新たに規定に定めるものでございます。

次に、新旧対照表6ページ、第81条の7につきましては、環境性能割の不申告等に関する過料について、法改正に基づき10万円以下の過料を科すことなどについて規定において定めるものでございます。

同じく新旧対照表6ページ、第81条の8につきましては、これも法改正に基づきまして環境性能割の減免に関する事項等につきましては、規則において定めることなどにつきまして規定において新たに定めるものでございます。

次に、以降、新旧対照表 6 ページの第 8 2 条から新旧対照表 1 2 ページの第 9 1 条までの改正につきましては、冒頭でも申し上げさせていただきましたとおり、今回の法改正におきまして、軽自動車税が新たに環境性能割と種別割の 2 分類とされ、現行の軽自動車に係る部分については種別割となりましたことから、規定におきましても同様にそれに関係する部分につきまして種別割として文言整理を行うとともに、あわせて必要な適用条項、また、関連文言等につきまして所要の整理を行うものであります。

次、2 ページを飛びまして、1 3 ページをごらんください。附則第 7 条の 3 の 2 につきましては、これも法律の改正に基づきまして、個人住民税における住宅ローン減税の適用期限につきまして、現行期間から平成 3 3 年 1 2 月 3 1 日まで延長する改正が行われたことに基づきまして、規定におきましても同様に適用年数について整理を行うものであります。

続きまして、同じく 1 3 ページでございます。附則第 1 5 条の 2 につきましては、法改正に基づきまして、環境性能割の賦課徴収については当分の間、道府県が行うことと定められたことに準じまして、同様に賦課徴収については京都府が行うことなどにつきまして新たに規定に定めるなど所要の整理を行うものでございます。

同じく 1 3 ページ、附則第 1 5 条の 3 につきましても、同様に当分の間、道府県が事務を行うことが定められたことに伴いまして、京都府が当面事務を行うことなど所要の整理を行うものであります。

次に、1 4 ページ、第 1 5 条の 4 につきましても、軽自動車税の環境性能割の申告納付に関係する事務につきましても、当分の間、道府県が行うことと定められたことに伴いまして、同様に規定においても定めるものでございます。

同じく 1 4 ページ、附則第 1 5 条の 5 につきましても、前条第 1 5 条の 4 と同様でございます。当面道府県がその事務を行うということでございます。京都府に対する徴収取扱費の交付等について新たに規定において定めるものでございます。

同じく 1 4 ページ、附則第 1 5 条の 6 につきましては、先ほどの税率に関連する内容でございますけれども、法改正によりまして、三輪以上の軽自動車に係る環境性能割の税率と特例が設けられまして、第 1 条関係第 8 1 条 4 に規定する 3 % の税率については 2 % とすることなどが定められたことに基づきまして、規定においても同様の整理を行うものでございます。

次に、新旧対照表 1 5 ページから 1 7 ページ、附則第 1 6 条につきましては、地方税法の改正に基づき適用条項や種別割に関する文言並びに表中見出しの表現の変更、また、経過措置の削除等、所要の整理を行うものでございます。

次に、18ページ、19ページをごらんください。

第2条関係、平成26年改正附則第6条についてご説明を申し上げます。

この改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、平成26年度改正に係ります町条例条文について一部改正を行うものであります。改正の内容は種別割に係る文中表現の整理を初め、表中における適用条項や文言整理など必要な事項について整理を行うものであります。

最後に、第3条関係、新旧対照表20ページでございます。

平成27年改正附則第5条につきましてご説明を申し上げます。この改正につきましても、第2条関係と同様に、平成27年度改正に係ります町条例条文についての一部改正を行うものでございます。改正の内容につきましては、今回、第1条関係第19条の改正に伴いまして、規定における適用条項の追加を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては、第1条関係の附則第7条の3の2の条項につきましては公布の日から、それ以外の条項につきましては全て平成31年10月1日からの施行となります。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議いただきご賛同ありがとうございますようお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） これより暫時休憩をいたします。午後は1時15分まで休憩といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時15分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 議案第10号 京丹波町丹のまち広場うるおい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして補足説明を申し上げます。

現在、本町では、町内の自然環境を生かした映画等ロケ地誘致事業を進めているところがあります。この取り組みでは、ロケ地を新たなまちづくりとして「映画のまち、映像文化のまち」として本町の活性化を目指すものであります。

このほど撮影場所の誘致や撮影を支援する仮称でありますけれども、「京丹波町ロケーションオフィス」を設立する予定にしております。設置場所として丹のまち広場うるおい館内のふれあいホールの一部を改築し設置するもので、それに伴う条例の一部を改正するものであります。

条例改正の概要でありますけれども、4枚目に添付しております平面図をごらんいただきたいと思っております。まず、左側にふれあいホールがありまして、主に丹波高原朝どり野菜市が開催されているところでありますけれども、全体の面積といたしまして294.84平米で、そのうち青で囲んであります場所100.62平米に設置をし、利用可能面積の減少に伴い使用料を改めるものでございます。

また、事務所の設置に伴いまして、新たに出入り口を新設をすることから、支障となります。野外ステージ、図面の真ん中ほどに赤色で囲んでいる部分の撤去を行いまして、それに伴う使用承認の必要な施設から削除をするものであります。

変更箇所につきましては、3枚目の新旧対照表をごらんください。

まず、1点目の5条の使用承認に掲げる施設のうち(4)野外ステージを削除、さらに別表第6条関係、丹のまち広場うるおい館の使用料を定めておりますふれあいホールの昼間の使用料、4時間以内5,400円を3,240円に、4時間以上8,640円を5,400円に、夜間7,560円を4,320円に改めるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） それでは、議案第11号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきまして補足説明を申し上げます。

介護保険条例につきましては、介護保険事業計画の見直しにあわせ、高齢者人口や要介護認定者を見込み、さらにサービスの種類や量、その給付費を推計し、平成27年度から平成29年度まで3カ年の保険料や段階設定を定めているところでございます。

今回の改正につきましては、京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例に平成29年度における保険料率の特例を加えさせていただくものでございます。

まず、第5条第1項関係でございますが、現在、第1号被保険者の保険料の段階設定には、所得をはかる指標として合計所得金額を用いておりますが、この合計所得金額には土地を譲渡した場合に生じる売却収入等に対する特別控除が適用されていないため、土地を譲渡された年の翌年の所得が急増し、介護保険料が高額になる場合がございます。土地の売却等には災害や土地収用等を含む本人の責めに帰さない理由による場合もあることから、そのような土地の売却収入等を所得として取り扱わないこととするよう、保険料段階の判定に現行の合計所得金額等から租税特別措置法に規定されます長期譲渡所得、または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いることとするものであります。この特別控除額を控除した額を用いる所得指標は、介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布により、平成30

年4月1日から施行することとなっておりますが、市町村の条例で定めることにより、平成29年度から特例的に当該所得指標を用いることができるとされており、本町におきましては、当該被保険者の方の負担軽減を図ることを目的に改正をお願いするものでございます。

続きまして、第5条第2項の関係でございますが、公費による低所得者に対する保険料の軽減措置として、平成27年度と平成28年度におきまして、第1段階保険料を年額3万7,700円から3万3,900円に引き下げる軽減措置を実施し、平成29年度からは第1段階に加えて第2段階及び第3段階においても軽減措置が適用される予定である旨を、平成27年3月の議会定例会において説明をさせていただいたところであります。これは、消費税率10%への引き上げが平成29年4月に実施されることを前提として、国における低所得者への保険料軽減強化として進められていたものでございますが、消費税率10%への引き上げが平成31年10月に延期されたことに伴い、平成29年度の対応として現行の第1段階の方への保険料軽減を継続するという国の通知を受けて、平成27年度、平成28年度と同様に3万3,900円とさせていただくものでございます。

なお、施行期日は平成29年4月1日でございます。

以上、議案第11号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第12号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地域密着型サービスに係る基準省令の一部改正等により、指定小規模多機能型居宅介護の人員基準において見直しを行うとともに、引用条項や条文文言等の整理を行うものでございます。

それでは、主なものにつきまして、新旧対照表で説明をさせていただきます。

まず、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第6条の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の員数につきまして、指定居宅サービス等基準に基づく京都府の条例としておりますが、具体的な京都府の条例を引用することとして改めさせていただくものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

第39条第1項では、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が設置する介護・医療連携推進会議の中で構成員を規定しております。構成員の中に町の職員を位置づけておりますが、国の基準省令に準じて当該事業所が町外に所在する場合には、その所在する市町村の職員とすることを明確化したものでございます。

あわせて、7ページの第60条の17第1項の指定地域密着型通所介護事業者が設置する運営推進会議においても同様の改正としております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

第60条の20では、指定地域密着型通所介護の事業において、第43条に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の暴力団排除規定を準用することを追加するものでございます。

また、10ページになりますけども、第60条の第38では、指定療養型通所介護の事業においても同様に暴力団排除規定を準用することを追加させていただくものでございます。

続きまして、12ページの第83条第6号の表をお願いいたします。

指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等があり、人員基準を満たす場合には、看護職員が兼務することができる旨を規定しているところでございますが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係の整備等に関する省令の中で、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正によりまして、兼務可能な施設に指定地域密着型通所介護事業所が新たに追加されたことに伴い、同様の改正を行うものでございます。

なお、現在のところ町内におきまして、指定小規模多機能型居宅介護の事業所はございません。

このほかの条項につきましては、現状に即した形で文言や引用条文などについて修正等を行い、整理をさせていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第12号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第13号 京丹波町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして補足説明を申し上げます。

先ほどの議案第12号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例と同様に、こちらは地域密着型介護予防サービスに係る基準省令の一部改正により、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の人員において見直しを行うとともに、引用条項や文言等の整理を行うものでございます。

それでは、主なものにつきまして、新旧対照表で説明をさせていただきます。

まず、2ページをお願いいたします。

第39条第1項では、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が設置いたします運営推進会議の中で構成員を規定しております。先ほどの議案第12号の条例改正と同様に、構成員の中で町の職員を位置づけておりますが、国の基準省令に準じて当該事業所が町外に所在する場合には、その所在する市町村の職員とすることを明確化したものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

第45条第6項の表でございしますが、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等があり、人員基準を満たす場合には、看護職員が兼務することができる旨を規定しているところではございますが、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正によりまして、先ほどと同様に兼務可能な施設に指定地域密着型通所介護事業所が新たに追加されたことに伴い改正を行うものでございます。

あわせて指定介護居宅サービスとありますものを指定居宅サービスに修正をさせていただいております。

なお、現在のところ町内におきまして、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業所はございません。

このほかの条項につきましては、現状に即した形で文言や引用条文などについて修正を行い整理をさせていただくものでございます。

簡単ではございますが、議案第13号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（野口久之君） 十倉水道課長。

○水道課長（十倉隆英君） 議案第14号 京丹波町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につきまして補足説明を申し上げます。

本町水道事業につきましては、平成29年度より上水道事業に移行し、地方公営企業法第2条第1項に規定される全部適用を受ける事業者となることから、法適用に対応する京丹波町水道事業の設置等に関する条例を先の議会においてお認めいただいたところでございます。

本改正は、設置条例の制定に伴い、現行の給水条例における文言の改正とあわせまして、現状に即したものとするため内容の見直しを行い、その一部について所要の改正をお願いするものでございます。

改正の内容につきまして、新旧対照表により説明のほうをさせていただきます。

まず、第3条の給水装置の定義では、町長の表記を水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）の表記に名称変更をしております。したがって、第5条以

降の条文中の町長の表記は全て管理者という表記に改正することとしてお願いしております。

次に、第5条、給水装置の新設等の申し込みにつきましては、転居や転売などで給水装置を移設される事例がございますが、現行条例においては移設を明記した記述がないことから、給水装置の移設による届け出に対応するため、工事内容に移設を加えております。

次に、第6条の新設等の費用負担につきましては、第5条と同様に工事内容に移設を加えることとし、第2項については、追加する第6条の2の第1項に改めて規定するため削除するものでございます。第6条の2、給水装置の所有者につきまして新たに設けております。第6条において、給水装置のうち、配水管への取り付け口から水道メーターまでについては、町に帰属するものとするとして規定していましたが、給水装置の所有者についての規定が不明確であったため、新たに本条文を追加することとしたもので、先ほどの第6条の第2項を第6条の2第1項として改めて規定し、第2項として給水装置所有者についての規定を加えております。

次のページの第11条、給水の原則につきましては、本町が供給した水を何者かが不当な価格等で取引を行うことのないよう、給水の濫用・分与・販売の制限に係る規定を第4項として加えております。

次のページの第16条、メーターの保管につきまして、現行条文の第2項中の保管者については水道使用者等に改正し、善良な管理者のという記述については、水道を管理する使用者または所有者の意味の管理者と水道事業における町長を指す管理者とが混在してしまうことになり、混乱することから、記述を削除することとしたものでございます。

次のページの第19条、水道使用者等の管理上の責任につきましては、第16条同様、善良な管理者という表現について混乱を防ぐため削除するものでございます。

第20条、給水装置及び水質の検査につきましては、現行の規定では、住民からの水質検査の請求があれば拒めないこととなっておりますが、明らかにその必要がないと判断できる相当の理由がある場合は、検査を拒める旨の記述を第3項として加えております。

ページを飛ばしていただきまして、第32条、給水の停止についてでございます。第11条において、給水の濫用・分与・販売の制限に係る規定を加えたことから、当該の規定に反した場合の措置として給水停止により対応するものとし、新たに第4号として規定を加えております。

最後のページの第38条、委任につきましては、現行で施行に必要な事項は規則で定めることとしておりましたが、法適用により、従来の規則は全て廃止となり、条例の施行に必要な事項は管理者が必要に応じて企業管理規程で定めることとなることから変更を行うもので

ございます。

施行期日につきましては、平成29年4月1日からしております。

以上、簡単ではございますが、議案第14号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 続きまして、議案第15号 平成29年度京丹波町一般会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

まず、平成29年度の一般会計の予算総額につきましては、109億6,200万円と定めさせていただくものでございます。前年比5億5,870万円、4.8%の減額となっております。

それでは、ページをめくっていただきまして、第1表につきましては後ほど事項別明細書で説明をさせていただきますので、10ページをごらんいただきたいと思います。

第2表、地方債でございます。それぞれの歳出事業の財源としまして発行をさせていただくものと、臨時財政対策債の発行をお願いするものでございます。総額につきましては、12億910万円でございます。前年度比3億2,000万円、20.9%の減額となっております。

まず、戻っていただきまして、合併特例事業でございますけれども、4億1,650万円を計上をいたしております。前年比1億3,800万円の増となっております。これにつきましては、平成28年度の事業でありました和知地区の旧第二小学校跡地に建設されます屋根付きの多目的交流施設整備事業、あるいは道路改良事業などが減となっておりますが、新たなものとして新庁舎の整備事業、また、道路改良では橋爪区内線などの事業等を新たに予定をしているものでございます。

次に、過疎対策事業債でございますが、4億7,470万円を計上をしております。前年度比4億5,390万円の減額としております。減額要因としましては、地域資源活用推進事業として地域熱供給システム整備工事や、小学校の空調機器整備等が減少したことや、新たに新規事業としましては鳥インフルエンザ発生農場跡地活用事業、あるいは蒲生野中学校のトイレ改修事業などを予定をしているものでございまして、これらを差し引きし大幅な減額となっております。

なお、臨時財政対策債は、交付税の振り替え措置分でありまして、3億1,790万円を予定をしております。全ての発行額の中の交付税の算入額につきましては、9億4,170万円を推計をしております。77.9%の算入率となるところでございます。

なお、目的別の起債の内訳につきましては、事項別明細書の40ページから41ページの町債でご確認をいただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、ページをめくっていただきまして、事項別明細書の歳入4ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、4ページ、町税でございます。まず、町民税の均等割でございますが、税率につきましては、復興特別税の500円を加算しました3,500円で、納税義務者を6,670人、徴収率を97%と見込みまして、2,264万4,000円を計上をしております。個人の所得割につきましては、税率6%でありまして、課税の基礎となります総所得につきまして、これまでの経過や経済情勢等を勘案をいたしまして、平成28年度所得のマイナス0.4%といたしまして課税標準額を推計し、個人町民税の現年度分につきましては、869万円余りの増となります4億3,217万9,000円の計上をしたところでございます。

また、法人住民税であります。均等割につきましては、370法人を見込んでの計上となっております。法人税割につきましては、平成28年度の決算見込み額を基礎数値としまして、法人の減少等を見込みまして51万円余りの増額の8,111万9,000円の計上といたしております。

次に、固定資産税であります。土地と家屋につきましては、平成28年度中の異動等を反映したものでございます。家屋につきましては、平成28年度中に評価を行う新增築並びに評価漏れ家屋の推計表点数をもとに算定し、408万円余り増額の3億6,728万3,000円としております。

また、償却資産につきましては、平成28年度の決算見込みから過去5年間の平均伸び率等を考慮して算定をしております。

次に、5ページの軽自動車税でございます。課税台数を1万792台としまして推計したものでございます。平成29年度の課税台数見込みをもとに過大とならないように算定をしております。

その次の町たばこ税でございますが、平成28年度の決算見込みをもとに算定をしております。本数につきましては、総体的に売上本数が減少傾向にあり、464万円余りの減としております。

以下、地方譲与税から各種の交付金が続きますが、これらにつきましては、京都府の試算資料に基づき計上したものでございます。

なお、6ページ、6款の地方消費税交付金でございますが二段書きにしております。地方消費税交付金、社会保障財源化分として、1億1,080万円といたしております。これに

つきましては、消費税引き上げ分が社会保障の財源確保にあることから、引き上げ分の地方消費税収は全て社会保障施策に要する経費に充当することとされておりまして、それを予算書等で明示するように通知されているところでございます。

なお、議案書と一緒に1枚もので地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費におきまして、充当事業と充当額を記載しておりますので、後ほどごらんいただけたらと存じます。

次に、7ページ、10款の地方交付税でございますが、算定の基礎となります基準財政需要額を国の地方財政の見通しにより示されましたそれぞれの算定費目の伸び率等に基づいて算定いたしましたところ、普通交付税は平成28年度実績から約1億2,920万円の減となる45億2,000万円程度となるのではないかと現時点で考えております。この中には、普通交付税の算定における合併特例措置の縮減による減少分も見込んでおりまして、試算では合併算定替と一本算定の差額が約6億2,000万円となりまして、平成29年度におきましてはその額の30%減ということから、約1億8,000万円の縮減を見込んでおります。

そうした推計をもとに、一般財源不足額や一定の財源留保も検討する中で、当初予算におきましては、前年度から1億5,000万円減の44億1,000万円を計上させていただいたところでございまして、特別交付税につきましては、前年度と同額の4億5,000万円を計上したところでございます。

次に、下段の分担金及び負担金からの特定財源の関係でございますが、これらにつきましては、それぞれ積算根拠等を十分ではございませんが説明欄に記載しておりますので、省略をさせていただきます。

次に、11ページに入りまして、商工使用料中、京丹波 味夢の里施設使用料では、施設維持管理運営委託契約に基づき、定額の2,000万円に変動分としまして売り上げの1%を納付金として、合計で3,000万円を計上をいたしております。

次に、16ページ下段の総務費国庫補助金、地方創生推進交付金、2,809万8,000円でございます。町創生戦略に基づきます事業で、地方における力強い経済・産業の実現のため、地方経済を支えるサービス産業の生産性の向上、観光分野の振興、地域資源を生かした6次産業化などに取り組む事業へ交付をされるものでございまして、加速化交付金により取り組んでまいりました事業で、さらに横展開として事業を推進するものでありまして、充当します主な事業としましては、2款の総務費にあります地域資源活用推進事業、あるいは6款の農林水産業費にあります木材搬出奨励事業及び木のぬくもり活用事業などのバイオマス活用事業や、7款、商工費、3目、観光費の観光一般経費及び京丹波まるごと交流型観

光推進事業の観光協会への企画運営委託など戦略的な観光推進経費と、同じく観光費の京丹波町ロケ誘致事業のロケーションオフィス運営費などとなっております。

17ページの5目、土木費、国庫補助金のうち社会資本整備総合交付金では、曾根宮ノ浦戸麦線ほか7路線の新設改良事業及び道路舗装工事の財源として交付をされるもので、1億2,798万6,000円、前年比1億2,486万4,000円、49.4%の減となっております。

次に、18ページの公営住宅除却工事国庫補助金では、和知地区の町営住宅、小畑団地の除却工事に対します補助金を計上をいたしております。

18ページの6目、消防費国庫補助金の総合防災流域事業国庫補助金につきましては、防災ハザードマップの作成業務に係るもので432万円を計上をいたしております。

少し飛びまして、29ページ、15款、府支出金、2節、林業補助金の下段、豊かな森を育てる府民税市町村交付金につきましては、基本枠分につきましては、基礎分の額に客観的指標分の額を加えた額が一律交付されるものでありまして、これに加えまして平成29年度は、プロジェクト枠として、この交付金の目的であります森林の整備及び保全を進めるための事業、森林資源の循環利用を進めるための事業、森林の多様な重要性について府民の理解を深めるための事業などに合致する事業を計画をしているものでありまして、林業振興費におきまして、豊かな森を育てる交付金事業を創出しまして、こちらの事業に充当をするものでございます。

次に、33ページ、16款、財産収入、2項の財産売払収入であります、土地売払収入としまして、1,385万円のうち1,335万円を和知地区の本庄区内にあります分譲住宅地の売却収入として見込んでおります。

また、立木売払収入としまして、1,832万5,000円につきましては、森林資源の循環利用により雇用の創出と伐採技術の向上、低コスト技術の習得などにより、今後の施業のモデルとする目的で町有林の皆伐を行うものでございまして、搬出された材の売却収入として計上をしたものでございます。

次に、34ページ、寄附金では、ふるさと応援寄附金としまして3,000万円を計上をいたしております。平成27年度から寄附へのお礼としてふるさと産品をお送りしており、平成29年度におきましても引き続き寄附を募るものでございます。

35ページの18款、繰入金の5目、ふるさと応援寄附金繰入金としまして、前年度にいただきましたふるさと応援寄附金を基金に積み立てておりますので、それを取り崩しを行い、寄附目的の事業に充当をさせていただくものでございます。

上のページに戻りまして、同じく繰入金で1目の減債基金繰入金で9,160万1,000円を計上をしております。地方債の繰上償還を行い、後年度の負担軽減を図るもので、銀行等から借入れを行っております地方債のうち、平成29年度に借り換えを行うものにつきまして繰上償還を行うものでありまして、その財源として繰り入れるものでございます。

3目の財政調整基金につきましては、平成29年度は前年度に比べまして、1億4,953万9,000円増の6億9,279万9,000円を計上させていただいております。一般財源の不足額を基金から繰り入れをするものでございまして、全般的なまちづくり経費の伸びに伴います一般財源の不足部分に充てるものでございます。

次に、40ページ、20款、諸収入の雑入の地域熱供給料でございますが、平成28年度に和知地区市場地内に整備を行いました地域熱供給施設が平成29年度から稼働し、特別養護老人ホーム長老苑とわちエンジェルに熱源を供給することとなっております。その熱源の使用に関しまして、応分の負担をいただくものでございまして、898万7,000円を計上をいたしております。

以上、まことに簡単ではございますが、歳入予算の補足説明とさせていただきます。

次に、歳出予算であります、42ページからとなっております。

ページをめくっていただきまして、44ページをお願いいたします。

総務費の一般管理でございますが、事業項目の中で下から6番目の番号制度導入事業におきましては、マイナンバー関連制度改正支援業務としまして、本町の個人情報保護条例、あるいは情報公開条例に係ります趣旨、解釈、運用などの事務手引きの作成に係ります委託料としまして、46ページに番号制度導入支援業務委託料として453万6,000円、また、47ページの19節、システム改修負担金としまして、中間サーバーへの利用負担金として192万6,000円を計上をしているところでございます。

次に、47ページの25節、積立金では、ふるさと寄附金として見込む収入額と基金利子を基金に積み立て、次年度以降の事業財源とするものでございます。

49ページ、5目の財産管理費、新庁舎整備事業では、13節、委託料、測量設計監理業務等委託料としまして、建設設計業務、既設建物解体設計監理、開発協議等の資料作成委託料としまして、総額1億5,550万円のうちの1億5,400万円を計上をいたしております。

また、50ページの15節、工事請負費で、町有施設解体撤去等工事で、ビジョندانマークの解体撤去費として9,000万円など、事業総額で2億4,500万円を計上をいたしております。

次に、52ページ、19節の負担金補助及び交付金で、須知高校振興対策交付金として102万9,000円を計上をしております。平成28年度の補正予算によりまして事業化したものでございまして、資格取得支援など引き続き須知高校の教育の充実を図り、本町の将来を担う人材を育成をしようとするものでございます。

55ページ、9目、諸費のグリーンランドみずほ管理運営事業では、15節、工事請負費で、傷みの激しいテニスコートの改修費としまして1,357万2,000円を計上をしております。

19節、負担金補助及び交付金で、街灯設置補助金では、自治会等が実施します街灯（防犯灯）の新設や改修に伴う事業費に対し補助金を交付しておりますが、補助金の上限を5万円から10万円に引き上げるものでございまして、LED化への推進を図るとともに自治会等の負担軽減を図るものでございます。

56ページ、10目の交通対策費の交通対策一般事業では、高齢者によります交通事故の防止を図るために、自主的に運転免許証を返納される高齢者等に対しまして、路線バスの利用券を交付をしまして支援するものでございまして、8節の報償費に50万円を計上をいたしております。

次に、60ページの地域資源活用推進事業であります。平成28年10月にバイオマス産業都市に選定されたところでありまして、バイオマス産業都市構想に基づき、地域内の資源と経済が循環する仕組みを構築するための事業化に向けました可能性調査などを実施することとしております。

61ページの委託料におきまして、調査分析業務等委託料としまして1,426万7,000円などを計上をいたしております。

また、地域熱供給施設管理事業では、平成28年度に整備を行いました地域熱供給システムの運用が開始をされますことから、その管理費用を計上をいたしております。この中で、18節、備品購入費で、木質チップの運搬車両の購入費としまして543万円を計上をいたしております。

次に、64ページでございます。徴税費の13節、委託料では、賦課業務委託としまして、確定申告時の税理士委託費用を169万円計上をいたしております。

19節の負担金補助及び交付金で、説明欄の下から二つ目ではありますが、京都地方税機構負担金としまして、職員人件費やシステム経費負担分等1,404万1,000円を計上させていただきます。こちらの税機構のほうには、本町から3名の職員を派遣しているところでございます。

次に、70ページの民生費でございます。社会福祉総務費の事業項目の下から二つ目でありましたが、見守りネットワーク事業では、高齢者や障害者、児童など見守りを必要とする方々を地域全体で見守れる絆ネットを構築し、誰もが住みなれた地域でその人らしく安心して暮らしていける地域づくりを目指すものでございまして、コーディネーターの設置など支援のための事業委託費を計上するものでございます。

次に、81ページであります。3目、保育所費には、総額で3億4,951万1,000円を計上をいたしております。入所児童は、上豊田保育所105人、みずほ保育所98人、わちエンジェル50人の計253人と、広域委託2人を見込んでおりまして、所要の経費を計上させていただいております。

なお、84ページの15節、工事請負費であります。保育所施設整備工事としまして、上豊田保育所の保育室入り口改修等工事を、保育施設改修工事としまして、みずほ保育所砂場日よけ台設置工事ほか、及びわちエンジェルホール等クロスの張り替え工事を予定をいたしております。

次に、87ページの2目、保健事業費でございます。総額で1億131万円を計上をしております。本年度におきましても各種の健診事業等を実施してまいります。また、平成29年度からは、肺がん検診のデジタル撮影への移行や、乳がん検診マンモグラフィーの個別検診の導入により、さらなる充実を図ることとしておりまして、今後ともその他の健診事業を含めまして、受診率の向上に向けて受診しやすい体制づくりや啓発に努めていくことといたしております。

次に、94ページ中ほどの3項、上水道費でございます。平成29年度から水道事業が公営企業として事業を開始することから、水道事業特別会計繰出事業から水道事業会計補助事業として支出科目を変更をするものでございます。

97ページ、6款、農林水産業費、1項、農業費の3目、農業振興費であります。事業項目も大変多くございまして、個々に増減もありますので、また事業名も変更となっているもの等もございまして、特に重立ったもののみ新規事業につきまして申し上げます。

まず、99ページでございます。事業項目中ほど有害鳥獣対策事業であります。9,057万9,000円を計上をしております。前年比1,652万9,000円の増となっております。有害鳥獣対策事業につきましては、施政方針にもございますように、農業振興施策におけます最重点課題として位置づけておりまして、平成29年度におきましても、28団体において金網フェンスや電気柵等の設置等に取り組みをいただくこととしております。また、鳥獣撃退器の実証実験も行うこととしております。サル対策としましては、本年3月

に大丹波サル対策広域協議会が発足予定であり、近隣市町が連携し広域的にサル管理を行っていくことや、平成28年度に行っておりますニホンザルの個体数調査をもとによりによる捕獲も行うこととしております。

このほか、わな免許の新規取得や銃器免許新規取得等に対する助成金制度によりまして、新規の捕獲従事者を育成してまいるところでございます。

次に、1つ上の黒大豆、小豆生産加速化事業におきましては、特産であります黒大豆、小豆の生産拡大を図るため、作業受託組織の育成や労力軽減となる機械整備を行うものでございまして、5組織に対しまして補助金を交付するものでございまして、1,047万3,000円を計上をいたしております。

次に、102ページの畜産業費でございますが、鳥インフルエンザ発生農場跡地活用事業におきましては、映画ロケ地としての活用を進めていることから、建屋の解体撤去工事に250万円と、森林公園等造成のための設計業務に2,000万円、ロケ地整備工事に1,870万円など、合計4,177万7,000円を計上をいたしております。

次に、103ページの5目、農地費でございます。事業項目の一番下の土地改良施設維持管理事業、1億106万6,000円につきましては、坂原地区の稲荷池と安栖里地区の豊昌池の改修工事費としまして7,800万円、升谷地区の奥ノ谷池機能診断及び富田八ッ谷池に係ります用地調査の業務委託費に2,212万円などとなっております。

次に、105ページでございます。農村情報施設管理費では、ケーブルテレビ施設の管理経費としまして、前年比1,002万8,000円減の2億5,366万9,000円を計上をしております。施設の適正な維持管理に努めてまいりものとしております。

次に、110ページの林業費の林業振興費であります。中ほどの森林管理道開設事業につきましては、平成24年度から継続して事業を行っております和知地区の坂原地区と西河内地区を結ぶ塩谷長谷線の開設事業に6,432万7,000円を計上をしております。事業が最終年となっております。

また、事業項目の下から2つ目の豊かな森を育てる交付金事業でございますが、歳入のほうでも説明をしましたように、京都府の豊かな森を育てる府民税市町村交付金プロジェクト枠の採択を受けまして事業を行うものでございまして、その事業の主なものとしましては、町内小学校二、三校を対象に森林環境教育用の実験林等の造成、あるいは畑川ダム流域の森林整備によります多目的ダム流域の環境材の整備などを実施をするものでございます。

115ページに入りまして、3目、観光費、事業項目下から2つ目の京丹波町ロケ地誘致事業では、町内へのロケの誘致受け入れの実施機関として、京丹波ロケーションオフィスを

設立し推進することとしておりまして、その運営費などに2,253万2,000円を計上をいたしております。

121ページでございます。土木費の3目、道路新設改良事業でございますが、総額5億4,427万円を計上をしております。前年度比では1億9,656万8,000円の減となっております。事業内容でございますが、事業箇所につきましては19カ所となっております。継続事業13カ所、新規事業が4カ所等となっております。

次に、123ページ中ほどの水源開発対策のダム関連対策事業におきましては、畑川ダム対策協議会運営補助及びダム公園の整備に係ります測量設計業務委託費としまして、355万9,000円を計上をいたしております。

125ページ、住宅費、事業項目の木造住宅耐震改修事業では、従前からの住宅耐震改修補助金に加えまして、新たに耐震シェルターの設置に対する補助金を新設をいたしております。施政方針にもありましたように、高齢者世帯等を対象に木造住宅の1室に耐震シェルターを設置することで、住宅が倒壊した場合でも安全な空間が確保できるというものでありまして、通常の住宅改修に比べまして安価で短期間で設置することが可能でありまして、負担の軽減にもつながるものと考えております。1戸当たりの設置補助金としまして、事業費の2分の1で上限を30万円としております。予算上では10戸分を計上をいたしております。

次に、126ページからの消防費でございますが、まず、常備消防費につきましては、広域消防組合負担金としまして、平成28年度実績により計上をいたしております。

次の非常備消防費には8,963万6,000円を計上をしております。消防団の運営費等をこちらのほうで事業を実施することとしております。

次に、129ページ、防災費の13節、委託料でございます。防災ハザードマップの作成業務を計上をいたしております。平成20年度に作成して以来、災害の発生や土砂災害、警戒区域等の指定を受けております。これらの情報等も繁栄をさせたマップの整備を目指しているものでございます。

次に、131ページからの教育費でございます。事業項目の中ほどの京都府トレセン等を活用したホッケー等競技力向上事業では、昨年整備されました京都トレーニングセンターを活用し、小中学生を対象にトレーニング指導を行い、ホッケーを初め、陸上競技などの競技力の向上を図るものであります。

次に、134ページでございます。1項の教育総務費、4目、情報化推進費の学校教育情報化機器整備事業では、これまでのパソコン教室に限った授業からワイヤレスで利用できる環境を整備し、タブレットなどのICTツールを活用し、新たな学習環境を創出するため

の機器類の整備費として、3,675万2,000円を計上をいたしております。

140ページの中学校費では、15節、工事請負費で、蒲生野中学校のトイレ改修工事に5,466万1,000円を計上をいたしております。

次に、150ページの保健体育総務費の事業項目のホストタウン構想推進事業では、ホストタウンとして登録され、2020年の東京オリンピック・パラリンピックにおけるホッケーのニュージーランド代表の招致を進めておりまして、これらを契機にさらなる国際交流とホッケー競技をはじめとする生涯スポーツの振興を図るものでございます。

最後に、156ページの公債費でございますが、元金償還分13億9,472万3,000円、利子分としまして1億1,654万4,000円を計上をいたしております。

なお、予算書の最終165ページを見ていただきますと、地方債残高の見込みに関する調書がございます。この調書は、許可ベースの額での表でございまして、実際の借り入れとは若干ずれる場合がございますが、増減見込みの欄を見ていただきますと、平成29年度中の借り入れが12億910万円、元金償還が13億9,472万3,000円でございます。差し引き1億8,562万3,000円が減少することとなっております。

以上、飛ばし飛ばしでの説明で恐縮ではございますが、一般会計予算の補足説明とさせていただきます。

なお、予算資料としまして、事業ごとにまとめられました資料も配付させていただいておりますので、参考としてごらんいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） それでは、議案第16号 平成29年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

平成29年度の国保事業特別会計につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ22億5,200万円とさせていただくものでございます。前年度当初予算と比べまして、6,860万円、率にして約3%の減とさせていただいております。

まず、予算編成の前提といたしまして、被保険者数を一般・退職合わせまして3,948人、世帯数を2,382世帯とし、各被保険者の所得及び固定資産税額を基礎として算出いたしております。

また、平成29年度の国保税率については、先ほど町長の提案説明にもございましたとおり、前年度と同率に据え置くこととして予算を計上させていただいております。

平成29年度税制改正大綱により、予定されております制度改正といたしましては、昨年度に引き続き軽減対象世帯を判定する際の所得要件等の拡大が予定されているところでござ

います。低所得者に対する軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、5割軽減で判定する際の所得が拡大され、基礎控除額33万円に加える額26万5,000円が5,000円引き上げられ27万円に、また、2割軽減で判定する際の所得も拡大され、基礎控除額33万円に加える額48万円が1万円引き上げられ49万円となるものでございます。今申し上げました改正につきましては、法律の改正がまだでございますので、法律制定後、条例の改正をさせていただきたいと存じます。

それでは、詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

まず、歳入から説明させていただきます。事項別明細書4ページをお願いいたします。

最初に、歳入では、1款、国民健康保険税でございますが、一般被保険者分全体といたしましては、前年度比1,443万4,000円減の2億9,935万8,000円、退職被保険者分といたしましては、前年度比868万6,000円の減で859万5,000円といたしております。予定収納率は昨年度と同様の一般被保険者93.5%、退職被保険者98%で計算しております。

次に、5ページ、3款、国庫支出金、1項、国庫負担金のうち1目、療養給付費等負担金については、歳出に計上した療養給付費等をもとに対象額を算出し、負担割合を乗じて現年度分としまして、2億3,010万4,000円を計上いたしております。

次、6ページ、2目、高額医療費共同事業負担金につきましては、歳出に計上した拠出金をもとに算定しておるところでございます。

3目、特定健康診査等負担金は、特定健診・特定保健指導に係る国の負担金単価に健診や保健指導の見込み者数を乗じて計上いたしております。

2項、国庫補助金、1目、財政調整交付金につきましては、1節の普通調整交付金では、市町村の財政の不均衡の是正措置として交付されるもので、医療費給付費等の必要額である調整対象需要額から標準的な保険税額の調整対象収入額を控除して算出し、全体で6,065万3,000円を見込んでおります。

2節、特別調整交付金については、特別の財政事情に係る交付金ということで、説明欄に上げております経費分を見込んでおります。主なものといたしましては、健康管理センターでの保健事業やへき地診療施設運営費に係るものなど、合わせて1,909万9,000円を見込んでおります。

次に、7ページ中段の4款、療養給付費交付金については、退職者医療分について被用者保険からの拠出金を社会保険診療報酬支払基金を通じて受け入れるもので、退職者医療の対象費用額から保険税相当額と算定される額を差し引いて現年分として、対前年度361万1,

000円減の5,746万3,000円を計上いたしております。

同じページ下段の5款、前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの前期高齢者の医療費に係る医療保険者間の財政調整として、被用者保険から拠出金を受け入れるもので、各医療保険者における前期高齢者の医療費の実績割合に応じて交付を受けるものでございます。平成29年度分の概算分と平成27年度の精算分として追加交付となりました額6,870万円余りを加えて、7億9,696万6,000円の交付を受ける見込みとなりました。概算分は、本町国保の前期高齢者加入見込み率の伸び、1人当たり医療費の伸びが主な増額要因となっております、全体で6,612万7,000円の増額となっております。

次に、8ページ、6款、府支出金、府負担金の高額医療費共同事業負担金と特定健康診査等負担金については、国庫支出金と同じ算定方法により同額を計上いたしております。下段の府支出金、2項、府補助金の1目、財政調整交付金につきましては、対象となる保険給付費等に交付率を乗じて算出しており、説明欄の療養給付費等分から介護納付金分までが普通調整交付金分として、また、特別調整交付金分としては、国保被保険者のがん検診実施に係る保険事業分及び特別対策事業分とあわせまして、7,918万2,000円としております。

8ページから9ページにかけての7款、共同事業交付金におきましては、国保連合会から交付されるもので、各市町村からの拠出金の中から毎月支払う高額療養費の額をもとに算出され、前年度の交付見込み額をベースに事業主体である国保連合会から示された見込み額を計上しております。

1目、高額共同事業交付金は、全国レベルでの共同事業で、1件80万円を超える医療費分を対象とし、伸び率が前年度交付見込み額の15%と見込まれており、また、2目の保険財政共同安定化事業交付金は、都道府県単位の共同事業で、対象は全ての医療費が対象であり、平成28年度交付見込み額により伸び率4%として計上しております。

しかしながら、見込み率は伸びているものの、平成28年度当初予算の算出基礎となる平成27年度の交付見込み額が多額であったため、平成28年度当初と比較すると全体で対前年4,842万8,000円の減、4億2,701万1,000円を見込んでおります。

9ページの9款、繰入金、1目、一般会計繰入金では、全体で1億7,127万円で、前年度より477万7,000円の減額となっております。総務省通知の繰り出し基準等に基づき計上したところですが、1節の保険基盤安定繰入金については、一般被保険者で所得の低い方の7割、5割、2割といった保険税の軽減分と保険者支援分でございます。その内容

といたしましては、保険税軽減分が6, 135万8, 000円、保険料の軽減対象に応じた保険者への財政支援である保険者支援分として、3, 199万7, 000円を計上しております。

2節で、職員給与等繰入金につきましては、事務費部分でございますが、国保の都道府県化を平成30年度に控え増額しておりますが、嘱託賃金に京都府調整交付金を充当したために、昨年度より33万2, 000円減額計上をしております。

3節の出産育児一時金等繰入金は、昨今の出生数の現状によりまして、昨年当初の20件から15件に減らし計上しております。

4節の財政安定化支援事業繰入金につきましては、国保事業に係る交付税算入見合い分ということで、平成28年度実績と同額を計上したところでございます。

また、5節、その他、一般会計繰入金におけます福祉医療波及分等繰入金は、国の療養給付費等負担金及び府の普通調整交付金における波及相当見込み額を計上するもので、昨年度と同様の2, 650万円を一般会計から繰り入れとしてお願いするものでございます。

10ページの2項、1目、国保運営基金繰入金については、収支の均衡を図るため6, 389万8, 000円の繰り入れを見込んでおります。

10ページから11ページ、11款、諸収入につきましては、延滞金や一般被保険者に係る返納金を主なものとしておりまして、全体で364万4, 000円を計上したところでございます。

次に、12ページから歳出の主なものについてご説明申し上げます。

1款、総務費、12ページから14ページにかけてでございますが、保健師1名分の人件費とレセプト点検の嘱託職員賃金、運営事務のほか、賦課徴収にかかる費用、運営協議会費用などを計上し、全体で2, 058万4, 000円を計上しております。

14ページ、下段からの2款、保険給付費、1項、療養諸費につきましては、国が示す方法により、平成29年度の被保険者数の見込み数や過去3年間の医療費、あるいは直近4カ月平均の給付費等を参考として算出しております。療養諸費の合計額といたしましては、一般退職の療養給付費及び療養費と審査支払手数料を含めまして、12億2, 689万8, 000円としております。前年度と比較しまして4, 328万2, 000円の減額、率にして3.4%減としております。これは特に多かった平成27年度の医療費の増加を参考として、平成28年度当初予算を見込んでいたことによりまして、減額幅が大きくなったものと考えます。

次に、15ページから16ページの2項、高額療養費については、一般、退職ともに直近

の支給額から推計し、前年度と比較しまして3.6%減の1億5,925万円を計上いたしました。

17ページ、出産育児一時金については、昨年度の20件より5件少ない15件として、1件当たり42万円の630万円を計上し、また、中段の葬祭費については、1件5万円の25件分で、昨年度と同様の125万円を計上いたしております。

最下段、精神結核医療賦課金は、精神障害医療及び結核医療の自己負担分を給付するもので、過去の実績額をもとに昨年と同様の額を計上いたしました。

18ページ、3款、後期高齢者支援金については、現役世代から後期高齢者医療への支援金ということで、健保でありますとか共済なども含め各医療保険者が4割分を拠出するものでございます。平成29年度の概算分は2億5,465万7,000円となり、平成27年度の精算分3,058万円が相殺されておりますので、前年度に比べ569万3,000円の減額の2億2,407万7,000円となっております。

次に、19ページ最下段、6款、介護納付金については、介護給付費等の財源といたしまして、40歳から65歳未満の被保険者数に応じて各医療保険者が負担するもので、厚生労働省が示す算出方法により所要額を見込んでおります。平成29年度の概算納付分8,373万2,000円から平成27年度分の精算見込み分1,434万9,000円が相殺されますので、前年度に比べまして49万8,000円増の6,938万3,000円を計上いたしております。

20ページ、7款、共同事業拠出金については、国保連合会から示された拠出金見込み額により算出計上しております。

1目の高額医療費共同事業の拠出金は、1件80万円を超えるレセプトを対象として、平成25年度から平成27年度までの3カ年の医療費実績割で算定されており、本町では平成27年度実績が伸びたため増額と考えます。

2目の保険財政共同安定化事業の拠出金については、都道府県単位で共同事業として全ての医療費を対象に、被保険者割、医療費実績割により算定されております。

同じく20ページから21ページにかけての8款、保険事業費の特定健康診査等事業費では、40歳から74歳までの被保険者に係る特定健診等に係る費用を一般会計に繰り出し、原則集団健診の方法で実施することとしております。目標受診率を全体で60%とし、そのうち集団健診における受診率を53.6%で試算、受診見込み者数1,801人として予算計上をしたところでございます。一般会計への繰出金1,807万9,000円を主なものといたしまして、全体で1,849万9,000円を計上いたしております。

同じく21ページ、中段の疾病予防費の疾病予防事業では、医療費通知、ジェネリック差額通知費用のほか、人間ドック助成金を計上いたしております。人間ドックの助成金につきましては、外来半日ドック2,015件分、666万5,000円を計上いたしております。健康増進事業においては、一般会計で実施しているがん検診等について、国保被保険者分の費用を国保の保険事業に位置づけ、その費用の一部を負担するなど健康づくりを推進する事業について、一般会計へ繰出金として351万3,000円を計上しており、財源については京都府の財政調整交付金の活用を見込んでおります。

21ページから22ページにかけての3項、健康管理センター事業費では、施設管理費、訪問指導事業費、スポーツ講座開催事業費を合わせまして、全体で565万8,000円としております。

23ページから24ページの11款、諸支出金では、保険税の還付金を計上するとともに、24ページ最下段、繰出金においては、歳入の国庫特別調整交付金の対象となっておりますへき地直営診療所運営経費分といたしまして、1,219万1,000円を病院事業会計に繰り出すこととしております。

25ページ、予備費につきましては、昨年度同様の1,000万円を計上させていただくものでございます。

以上、国民健康保険事業特別会計の説明とさせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第17号 平成29年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算について補足説明を申し上げます。

会計の概要といたしましては、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により後期高齢者に係る保険料を徴収し納付すること、及び保険料の軽減に係る保険基盤安定繰入金を一般会計から繰り入れ広域連合に納めるというもので、平成29年度の予算総額は、前年度より554万9,000円増、率にしまして約2.5%増の2億2,332万8,000円とさせていただくものでございます。保険料や基盤安定負担金につきましては、広域連合の試算に基づき予算を編成いたしております。

それでは、詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

最初に、歳入からご説明いたします。事項別明細書3ページをよろしくお願いいたします。

歳入では、1款、保険料、後期高齢者医療保険料でございますが、現年度分については広域連合の保険料算定に基づき、前年度と比較して426万円増の1億4,127万1,000円を計上いたしております。現在の調定額により按分し、特別徴収分を保険料試算額の7

7%として1億870万2,000円、普通徴収分については23%といたしまして、3,246万9,000円とさせていただきます。

なお、広域連合議会で2年ごとに決定されます保険料率につきましては、平成28年度と同様、均一保険料は均等割が4万8,220円、所得割9.61%となっており、1人当たりの平均保険料は7万4,469円と見込まれております。

また、保険料の賦課限度額は57万円で据え置かれておりますが、保険料の軽減を受ける世帯の所得につきましては、国保と同様に拡大が実施されていることとなっております。

3款、一般会計繰入金につきましては、事務費分として332万1,000円、所得の少ない方に対する保険料の軽減分に係ります基盤安定繰入金といたしまして、7,413万3,000円を計上いたしております。

また、人間ドック助成の財源であります保険事業費繰入金といたしまして34万円を計上いたしております。

次に、4ページ、4款、繰越金につきましては、出納整理期間に収納した保険料分を見込んでおります。また、最下段の5款、諸収入、雑入につきましては、広域連合助成金といたしまして、人間ドック助成事業への財源とする124万8,000円を主なものとしております。

次に、5ページの歳出についてでございます。

1款、総務費、一般管理費では、75歳到達時や被保険者証の一斉更新に係る郵送料を主なものといたしまして、一般事務経費分として196万2,000円を計上いたしております。

2項、徴収費では、保険料決定通知書等の印刷、郵送費用と口座振替手数料が主なものでございます。

6ページ、2款、広域連合納付金では、徴収いたしました保険料と低所得者に係る保険料軽減分の負担金を広域連合に納付するものでございます。これも広域連合の試算に基づき算出しており、保険料軽減対象者に係ります基盤安定負担金については、昨年度に比べ124万7,000円の増額、また、保険料等負担金についても426万円の増額となり、総額で昨年度より550万7,000円増の2億1,740万6,000円を計上いたしております。

3款、保険事業費では、歳入で説明いたしましたように、広域連合からの助成金等を受け人間ドックの助成金を計上いたしております。助成割合は、昨年度から8割助成とし、昨年度より7人増の日帰りドック46人分を見込んでいるところでございます。

以上、簡単ではございますが、後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） これより暫時休憩をいたします。3時まで休憩します。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 3時00分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） それでは、議案第18号 平成29年度京丹波町介護保険事業特別会計予算の事業勘定分とサービス事業勘定分について、その概要をご説明申し上げます。

まず、事業勘定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億5,644万円と定めるものでございます。前年度と比較しますと5,036万7,000円、2.3%の減となっております。

第6期介護保険事業計画の3年目として、第6期計画のサービス見込み量と平成28年度の実績見込み額の乖離率から推計して予算計上をさせていただくものでございます。

それでは、事項別明細書において説明をさせていただきます。3ページをお願いいたします。

歳入の1款、保険料、第1号被保険者保険料は、第1号被保険者を5,912人と見込み、4億1,329万4,000円、前年度と比較して270万5,000円の増、その内訳といたしましては、現年度分特別徴収保険料として3億8,793万4,000円、現年度分普通徴収保険料として2,516万円を計上しております。収納率は現年度分全体で99.2%を見込んでおります。第1段階の被保険者については、先ほど介護保険条例の改正で説明を申し上げましたとおり、平成29年度も引き続き低所得者保険料負担軽減措置を適用することで対象者1,009人を見込み、それを反映した保険料となっております。

3款の国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、介護給付費負担金は、現年度分として3億6,527万4,000円、保険給付費のうち施設介護給付費などの施設等に係る給付費の15%、居宅介護サービス給付費などのその他の給付費の20%となっております。

続いて4ページをお願いいたします。

2項の国庫補助金、1目の調整交付金につきましては、保険給付費分と新たに地域支援事業費分も対象とされ、交付率を7.5%として計上させていただいております。

2目の地域支援事業交付金は、全体で1,585万4,000円、一般介護予防事業分及

び介護予防・日常生活支援サービス事業分の20%と、包括的支援事業・任意事業分の39%となっております。

4款の支払基金交付金につきましては、介護給付費交付金として5億7,849万円、地域支援事業交付金として1,368万8,000円を計上いたしております。

5款の府支出金、1項、府負担金、1目、介護給付費府負担金については3億618万7,000円、施設給付費の17.5%、その他の給付費の12.5%で計上させていただいております。

2項、府補助金、1目、地域支援事業交付金914万8,000円、一般介護予防事業及び介護予防生活支援サービス事業の12.5%、包括的支援事業・任意事業の19.5%を計上いたしております。

6ページの7款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては、1目の介護給付費繰入金は2億5,825万4,000円、ルール分といたしまして、保険給付費の12.5%を一般会計から繰り入れるものでございます。

2目の地域支援事業繰入金として917万8,000円、ルール分として、一般介護予防事業及び介護予防・生活支援事業サービス事業の12.5%、包括的支援事業・任意事業の19.5%となっております。

また、低所得者に対する保険料軽減措置として、3目、低所得者保険料軽減繰入金として、先ほど申しました1,009人の分として383万4,000円を計上いたしております。

続きまして、歳出、8ページをお願いいたします。

総務費では、1項、総務管理費、1目、一般管理費に214万8,000円。2項、徴収費、1目、賦課徴収費に134万8,000円。3項、介護認定審査会費では、円滑な認定調査を実施するための認定調査員の臨時雇用賃金247万5,000円や主治医意見書作成手数料473万6,000円、認定審査会に係る委託負担金として856万円を計上させていただいております。審査会につきましては、引き続き京都府に事務委託させていただくこととしております。また、4項、計画策定委員会費として、第7期介護保険事業計画等の策定に向けた業務委託料として、291万6,000円を計上いたしております。

10ページ、2款、保険給付費につきましては、第6期介護保険事業計画に計上いたしました給付費をもとに、平成28年度の実績見込み額の乖離率から推計して予算計上いたしております。

1項、介護サービス等諸費の主なものにつきまして、1目の居宅介護サービス給付費では5億9,915万3,000円、訪問介護の利用者を月191人、通所介護244人、短期

入所生活介護96人などを見込んでおります。

2目の地域密着型介護サービス給付費では、全体で3億489万円、町内の既存の小規模特別養護老人ホームとグループホーム、そして、平成28年4月から移行となりました定員18人以下の小規模デイサービス分、さらには昨年10月に開設された認知症デイサービス等に係るものでございます。

3目の施設介護サービス給付費では8億4,600万円とし、介護老人福祉施設に194人、介護老人保健施設に54人など入所に係る費用を見込んでおります。

11ページをお願いいたします。

2項の介護予防サービス等諸費では、主なものといたしまして、1目、介護予防サービス給付費2,961万9,000円、介護予防訪問介護の利用者を月10人、介護予防通所介護8人、介護予防通所リハビリを35人などの利用を見込んでおります。

また、要支援者への介護予防サービス計画給付費では、553万1,000円となっております。

12ページをお願いいたします。

4項、高額介護サービス等費は、利用者負担額が定められた世帯の上限額を超えた部分に支給するもので4,278万5,000円。5項の特定入所者介護サービス等費は、低所得の施設入所者等に対する食費・居住費の負担限度額を超えた部分について補足給付するもので、1億2,695万円を計上いたしております。

以上、保険給付費の総額は20億6,603万9,000円で、前年度に比べ5,505万2,000円、2.6%の減となっております。

続きまして、13ページをお願いいたします。

3款の地域支援事業費、1項の一般介護予防事業費については、65歳以上の高齢者を対象として広く介護予防、認知症予防活動を普及することとして、ふれあい・いきいきサロン活動や食生活改善ふれあい調理実習への支援、筋トレ教室の開催、介護予防事業対象者を把握する生活機能評価に係る経費など、全体で366万7,000円を計上いたしております。

続きまして、14ページをお願いいたします。

2項の介護予防生活支援サービス事業費では、予防給付から移行しました予防訪問介護、予防通所介護の現行相当サービス事業費として2,043万9,000円、通所型サービスA事業ではミニデイサービス事業委託料など1,664万5,000円、通所型サービスC事業では運動器機能向上事業、すこやか体操教室の臨時雇用賃金など399万4,000円、現行相当サービスを利用される場合のケアプラン作成委託料など介護予防ケアマネジメント

事業に148万7,000円、また、平成29年度から人員や資格基準を緩和した生活援助を主体とする訪問型サービスA事業として新たに31万2,000円、全体で4,550万9,000円を計上し、新総合事業のさらなる充実と閉じこもり予防や介護・要介護状態となることを予防するための取り組みに継続してまいります。

15ページの4項、包括的支援事業・任意事業につきましては、1目の包括的支援事業費として、全体で268万8,000円を計上いたしております。生活支援介護予防サービスの基盤整備事業では、住民寄り添い型の助け合い活動を行う地域ボランティア養成事業の委託料を初め52万5,000円、認知症地域支援ケア向上事業では、認知症専門窓口設置に係る相談業務委託料を初め、認知症個別ケース会議等に係る専門員の報償費など156万1,000円を計上いたしております。

2目、任意事業は、全体で1,289万6,000円を計上し、認知症高齢者の見守りなどの家族介護支援事業に43万円、紙おむつ等購入に係る家族介護用品支給事業に931万3,000円、介護給付等費用適正化事業に174万3,000円、また、介護サービス利用者の疑問や不安の解消、介護サービスの資質向上を図るため、希望される事業所等に派遣する介護相談員の養成にも取り組むこととしております。

4款、基金積立金においては、基金利子分の2万3,000円を介護給付費準備基金に積み立てて、平成29年度末の基金残高は予算ベースで8,802万7,000円と見込んでおります。

続きまして、サービス事業勘定の説明を申し上げます。

サービス事業勘定につきましては、歳入歳出の総額を659万5,000円と定めるものでございます。前年度と比べまして0.7%、4万3,000円の増となっております。

それでは、事項別明細書3ページをお願いいたします。

歳入は、1款、サービス収入、1目、居宅支援サービス計画費収入が主なものでございます。委託の分も含めて地域包括支援センターが作成する介護予防サービスのケアプラン作成費659万4,000円が主な収入となっております。

次に、歳出でございます。4ページをお願いいたします。

2款、事業費、1目、居宅介護支援事業費は637万6,000円で、要支援者の介護予防の計画作成に係る事業所への委託料として389万1,000円を主なものとしております。介護予防給付管理システム関係の費用を合わせて計上しておりますのでご確認ください。

また、新たに地域包括支援センター直営でのケアプラン作成に係る収入分について、事務経費等を差し引いた剰余金を一般会計の人件費に充当することとして、一般会計繰出金19

0万4,000円を計上をいたしております。

以上、簡単ではございますが、議案第18号 平成29年度京丹波町介護保険事業特別会計予算の事業勘定分及びサービス事業勘定分の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 続きまして、介護保険事業特別会計の老人保健施設サービス勘定についてご説明をさせていただきます。

和知診療所の2階部分の京丹波町介護療養型老人保健施設につきましては、平成21年10月に開設して以来、はや7年と半年が経過いたしました。ちなみに、平成28年4月から本年1月までの平均稼働率は長期と短期を合わせまして、全体で84.0%で運営されております。平成29年度の老健施設の係る予算につきましては、歳入歳出予算の総額を1億5,586万9,000円とするものでございます。予算の前提といたしましては、平成28年度の4月から11月までの利用実績をもとにして積算を行っております。歳入におきましては、入所サービスの利用者を平均要介護度3から4で見えており、ベット数19床のうち長期の平均入所者数を12床と短期入所者数を3床と見込み算出いたしております。

では、歳入のほうからご説明を申し上げます。事項別明細書の3ページのほうからお願いいたします。

歳入では、1款、サービス収入、1目、居宅介護サービス費収入におきまして、要介護者に係る短期入所療養介護の介護報酬分で、いわゆるショートステイ費用を計上しております。平均要介護度3で1カ月当たりの利用者数を3床とし、90日間で12カ月分の利用分を見込んでおります。

次の2目、施設介護サービス費収入では、長期入所者で介護報酬分を個室は平均要介護度4で多床室は平均要介護度3で見込み、1日当たり個室の利用ベットは1床、多床室の利用ベット11床とし、合計で平均入所利用をベット数12床と見込み、短期と長期のサービス収入合計として5,643万円を計上いたしております。

次に、中段の1目、介護予防サービス費収入では、短期入所のほうで1日のみ預かる場合の介護報酬分として、年間50日分として49万円を見込んでおります。

下段の1目、自己負担金収入では、入所及び短期入所に係る介護報酬の利用者の自己負担金分と居住費・食費として、1,458万円を見込んでおります。

めくっていただきまして、4ページ中段の3款、繰入金、1目、一般会計繰入金では、全体で8,197万7,000円を計上いたし、対前年度比18.4%の減とし、歳出予算と

の均衡を図っております。

なお、同ページの下段の5款、諸収入、1目、雑入につきましては、リハビリ通所者の給食代や入所者のテレビカード等でございます。

次に、5ページからの歳出についてですが、1款、総務費、1目、一般管理費では、主に老健施設の管理費用に係る一般管理事業として、3,374万2,000円を計上しております。ほかに、職員人件費として、7,462万6,000円を計上しております。

また、介護助手らの嘱託職員等の人件費として、2,756万4,000円を計上しており、合計1億3,593万2,000円とし、対前年度比11.1%の減といたしております。

次に、7ページ中段の2款、介護サービス事業費、1目、施設介護サービス事業費では、老健施設運営に必要な診療材料費や医薬材料費、給食業務委託料、検査委託料、機器物品の借上料を主なものといたしまして、全体で1,963万7,000円を計上させていただいており、歳出合計が1億5,586万9,000円とし、対前年度比9.8%の減とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、老人保健施設サービス勘定の補足説明とさせていただきます。ご審議のほう賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 十倉水道課長。

○水道課長（十倉隆英君） 続きまして、議案第19号 平成29年度京丹波町下水道事業特別会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

平成29年度の歳入歳出予算総額を9億2,750万円とさせていただくもので、平成28年度当初予算と比べまして2,520万円の減額の予算となっております。

まず、4ページの第2表地方債についてでございます。

資本費平準化債で限度額を1億4,690万円と予定しております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりとなっておりますので、ご確認のほうをお願いいたします。

続きまして、歳入歳出の主なものについて説明をさせていただきます。事項別明細書の6ページ、歳出から説明のほうをさせていただきます。

1款、1項、1目、一般管理費につきましては3,055万円で、前年度同様、職員4名分の人件費を計上いたしております。

次に、2款、1項、1目、農業集落排水施設整備費では31万5,000円となり、前年度に比べまして大幅な減額としております。委託費及び工事費が必要となる移設工事費に係

る予算計上が不要であったことが主な原因でございます。

7ページをお願いいたします。

2目、施設管理費は総額1億595万1,000円で、内訳としましては、農業集落排水施設管理事業に1億167万9,000円を、林業集落排水施設管理事業に272万6,000円を、簡易排水施設管理事業に154万6,000円を計上しております。主なものとして、需用費に18処理場、中継ポンプ165カ所の光熱水費といたしまして3,103万3,000円を、修繕料として本庄処理場ほか7施設における機器類の修繕及びポンプ施設等の修繕の費用といたしまして990万円を、委託料では施設維持管理委託料として2,395万6,000円や汚泥の引抜委託料1,926万5,000円など、委託費総額で5,867万1,000円を計上しております。

8ページをお願いいたします。

下段、2款、2項、1目、公共下水道の施設整備費では417万円を計上しております。前年度に比べまして、農業集落排水事業と同様に大幅な減額となっております。平成29年度の事業としましては、9ページの管渠工事費に300万円を計上しております。下山処理区内における京都府河川改修に伴います下水道管の仮設工事を計画いたしているところでございます。

次に、下段、施設管理費では、総額1億2,206万2,000円を計上しております。主なものとして、需用費に4処理場、中継ポンプ109カ所の光熱水費として2,548万円を、修繕料として各施設の機器修繕やポンプ類のオーバーホールの費用といたしまして895万円を、10ページの委託料では、施設維持管理委託料1,933万7,000円や汚泥脱水業務の委託料5,508万9,000円など、合計で7,991万1,000円を計上しております。

11ページに移りまして、3項、1目、浄化槽の施設管理事業では1億724万3,000円を計上しております。主には、需用費の中の修繕料といたしまして、町有浄化槽のプロワアの修繕や交換に要する費用として657万2,000円を、委託料では浄化槽法に基づく清掃委託料として6,263万5,000円を、保守点検委託料として3,661万8,000円を1,300基を見込みまして計上いたしております。

下段の3款、公債費につきましては、農業集落排水事業・公共下水道事業・浄化槽事業の3事業を合わせまして元金分として4億4,723万4,000円、12ページの利子分といたしまして1億897万5,000円を計上しております。

次に、歳入の説明に移らせていただきます。事項別明細書の3ページにお戻りいただきま

すようお願いいたします。

1 款、1 項、1 目、下水道事業費分担金につきましては、農業集落排水事業で 3 件、特環公共下水道事業で 3 件の新規加入分担金を見込みまして、5 1 8 万 4, 0 0 0 円を計上しております。

2 款、使用料では、現年度分の農業集落排水使用料は 9, 3 4 1 万円、林業集落排水使用料は 1 3 8 万 5, 0 0 0 円、簡易排水使用料は 9 0 万円、4 ページに移りまして、特環公共下水道使用料は 9, 6 2 8 万円、浄化槽使用料は 6, 4 6 0 万円を、それぞれ平成 2 7 年度の決算額及び平成 2 8 年度 1 2 月までの調定額から算出し計上しております。

下段の 4 款、繰入金につきましては、一般会計からの繰入金を総額で 5 億 1, 6 0 9 万 2, 0 0 0 円とし、農業集落排水事業に 2 億 1, 0 4 5 万 1, 0 0 0 円、特定環境保全公共下水道事業に 2 億 5, 1 5 8 万 8, 0 0 0 円、浄化槽市町村整備推進事業に 5, 4 0 5 万 3, 0 0 0 円をそれぞれ充当することとし、前年度に比べまして 1, 5 0 9 万 3, 0 0 0 円の減額としております。

最後に、5 ページの 7 款、町債ですが、地方債にありましたように、資本費平準化債の借り入れを 1 億 4, 6 9 0 万円としております。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 続きまして、議案第 2 0 号 平成 2 9 年度京丹波町土地取得特別会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

平成 2 9 年度京丹波町の土地取得特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ 6 万円と定めさせていただくものでございまして、前年比 1 0 万 8, 0 0 0 円の減額となっております。

ページをめくっていただきまして、事項別明細書の 3 ページ、歳入でございまして、財産運用収入としまして、土地開発基金の利子として 6 万円を計上をしているところでございます。

次にページ、4 ページの歳出でございまして。

基金利子の積み立てにつきまして、土地開発基金条例の第 6 条に基づきまして、土地取得特別会計予算に計上し定額の資金を運用するために積み立てるということになっております。

なお、支出科目につきましては、繰出金という整理がなされてございまして、歳入で計上いたしました 6 万円につきまして、基金への繰出金ということで同額の 6 万円を計上するものでございます。

以上、土地取得特別会計予算の説明とさせていただきます。

○議長（野口久之君） 川畷教育次長。

○教育次長（川畷勇人君） 議案第21号 平成29年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算総額は529万6,000円とするものでございます。昨年と同じ額となっております。事項別明細書4ページをごらんください。

最初に、歳出でございますが、第2款、育英費の第19節、負担金補助及び交付金の育英給付金で528万円を計上しております。この給付金につきましては、昨年度の志願者数を参考に大学生18人、高校生19人、高等専門学校生3人、専門学校2人の計42人分を見込んでおります。

3ページに戻りますが、歳入につきましては、繰入金として一般会計繰入金、基金繰入金からそれぞれ264万円を繰り入れ、総額528万円としております。

以上で、議案第21号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 議案第22号 平成29年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

平成29年度の歳入歳出予算総額は9,910万2,000円で、前年度と比較し19万2,000円の増となっております。

それでは、主な予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明を申し上げます。事項別明細書の3ページをごらんください。

まず、歳入です。

運行事業収入では、一般の乗車に係ります運賃収入976万2,000円、それから児童生徒の通学に係ります受託収入1,417万5,000円を計上しております。一般会計からの繰入金は7,469万9,000円でございます。

また、諸収入、雑入の施設管理協力金に46万4,000円につきましては、JR和知駅構内和知ふれあいハウス「山ゆり」の電気代負担分でございます。

1枚めくっていただきまして、次に歳出でございます。

運行事業費の事業項目、運行事業一般では13路線、バス16台、自家用バス管理事業では自家用バス1台に係る運行管理経費を計上しております。主なものといたしまして、賃金では、嘱託職員4人、常勤の臨時職員13人分、それから非常勤の臨時職員分、合わせて5,

108万4,000円を計上しております。需用費につきましては、タイヤ購入などの消耗品、燃料費、車検等の修繕料など、2,710万5,000円を計上しております。

その他、科目にわたりまして、保険料ですとか重量税などバス車両に係る費用、それから光熱水費などバス事務所に係る費用などをそれぞれ計上しております。

以上、まことに簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 続きまして、議案第23号 平成29年度京丹波町須知財産区特別会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

平成29年度京丹波町の須知財産区特別会計予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ124万円と定めさせていただくものでございます。対前年比6万円の減となっております。めくっていただきまして、事項別明細書3ページの歳入をごらんいただきたいと存じます。まず、財産収入でございます。

須知地区におきましては駐車場の貸し付けとしまして13万円、敷地料としまして携帯電話の会社に対しましての敷地料でございまして26万4,000円となっております。

また、財産収入におきましては、竹野地区でマツタケの入札金といたしまして、過去の入札実績から8,000円を見込んでおります。

次に、2款の寄附金でございますが、須知地区におきまして、管理運営寄附金ということで、前年度実績から見込んでおまして39万円とさせていただいております。

最後に、3款、繰入金でございますが、竹野地区でございまして、竹野地区の事業の不足分としまして、基金からの繰入金ということで33万1,000円を繰り入れるものでございます。

それから、5ページ、歳出に入らせていただきます。

まず、1項の須知地区でございます。まず、一般管理費といたしまして、財産区の管理会の委員の報酬等運営に係ります経費につきまして、必要額を計上をいたしております。その中で19節の負担金補助及び交付金の35万円でございますけれども、住民の福祉を増進させることを目的としておまして、敬老会の祝賀式の補助金、あるいは区長会運営補助金等を予算計上をいたしたところでございます。

また、2目の財産管理費につきましては、所有しております財産区の財産でございまして、その管理運営につきまして作業委託等を行うものでございまして、13節、委託料のところでは、草刈り等の作業委託に15万円の予算を計上をいたしているところでございます。

また、6ページに入りまして、竹野地区でございます。竹野地区の一般管理費におきましても、財産区の管理会の委員報酬を含めまして、管理会の運営に関する費用をこちらのほうで計上をいたしております。

また、2目の財産管理費でございますけれども、こちらにおきましても、所有しております財産のうち委託料といたしまして、枝打ち間伐等の作業委託を行うために20万円の計上をいたしたところでございます。

以上、議案第23号 平成29年度京丹波町須知財産区特別会計予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第24号 平成29年度京丹波町高原財産区特別会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

平成29年度の京丹波町高原財産区の特別会計予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ24万4,000円と定めさせていただくものでございまして、前年比1万円の増となっております。

めくっていただきまして、3ページの事項別明細書、歳入のところから説明をさせていただきます。

歳入の主なものとしましては、寄附金ということで計上をしております、構成しております5つの区からの寄附金の納入を予定をしております、21万9,000円の計上をさせていただいているところでございます。

次、4ページに入りまして、歳出でございます。

1目の一般管理費につきましては、財産区管理会の委員さんの報酬を含めまして、管理会の運営に必要な経費として計上をさせていただいたものでありまして、25節の積立金におきましては、財産管理の調整基金のほうに積立金としまして7万2,000円を積み立てる予定としております。

2目の財産管理費におきましては、所有しております施設等の管理を行うものでございまして、13節、委託料のところ木ノ谷林道の管理委託としまして、草刈り作業等の委託を4万円計上をいたしたところでございます。

以上、簡単でございますけれども、議案第24号 平成29年度京丹波町高原財産区特別会計予算の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（野口久之君） 山内瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（山内善博君） それでは、議案第25号から議案第28号までの瑞穂地区、桧山、梅田、三ノ宮、質美の各財産区特別会計予算について補足説明をさせていただきます。

最初に、議案第25号 平成29年度京丹波町桧山財産区特別会計予算は、予算総額を歳入歳出それぞれ1,540万円とするもので、前年度から40万円の増額でございます。

初めに、歳入の主なものについて、事項別明細書の3ページをごらんください。

1款、財産収入、1目、財産貸付収入、1節、土地建物貸付収入では、ゴルフ場用地として1,305万8,000円、携帯電話の無線基地局用地として15万円、京都縦貫道工事残土仮置きに係る貸付料として79万8,000円を計上するものです。そのほか、財政調整基金利子に11万5,000円などを計上しております。

また、2款、繰入金、1目、基金繰入金、1節、財政調整基金繰入金では、歳入歳出の均衡を図るため42万3,000円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものがございますが、事項別明細書の5ページをごらんください。

1款、総務費、2目、財産管理費、13節、委託料で、直営林保育作業委託に前年度比20万円減の300万円を計上しております。

めくっていただいて、6ページの3目、諸費では、19節、負担金補助及び交付金で桧山地域振興会補助金100万円など、財産区区域内の各種団体等への助成や各区を対象とした山林高度利用補助に460万円、桧山地域振興対策補助金には大朴共同生産組合への補助100万円等、250万円を計上しております。

以上が桧山財産区特別会計予算でございます。

続きまして、議案第26号 平成29年度京丹波町梅田財産区特別会計予算は、予算総額を歳入歳出それぞれ734万円とするもので、前年度に比べ1万円の減額となっております。

初めに、歳入の主なものですが、事項別明細書の3ページをごらんください。

1款、財産収入、1目、財産貸付収入、1節、土地貸付収入におきましては、無線中継塔用地や管内8区への貸付料として前年比21万6,000円増の573万1,000円を計上しております。

また、2款、繰入金、1目、基金繰入金、1節、財政調整基金繰入金では、歳入歳出の均衡を図るため前年比19万2,000円減額となる131万4,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものがございますが、事項別明細書5ページをごらんください。

1款、総務費、2目、財産管理費、13節、委託料では、直営林保育作業の委託に25万円、6ページに入りまして、22節、補償補填及び賠償金では、無線中継塔などの用地貸し付けに係る当該区への土地貸付補償費として320万6,000円。3目、諸費、19節、負担金補助及び交付金では、梅田地域振興会の補助金として100万円、梅田地域振興対策

補助金として100万円を計上をしております。

以上が梅田財産区特別会計予算でございます。

次に、議案第27号 平成29年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算は予算総額を歳入歳出それぞれ262万円とするもので、前年度に比べ156万7,000円の減額となっております。減額となった主な要因は、平成28年度に取り組みました分収造林事業について、今年度は計画をされていないことによるものでございます。

初めに、歳入の主なものについて説明をいたします。事項別明細書の3ページをごらんください。

1款、財産収入、1目財産貸付収入、1節、土地貸付収入として、管内8区からの集落貸付料として63万円を計上し、2款、繰入金、1目、基金繰入金、1節、財政調整基金繰入金では、同じく歳入歳出の均衡を図るため107万円を計上しております。

次に、歳出の主なものですが、事項別明細書6ページをごらんください。

1款、総務費、3目、諸費、19節、負担金補助及び交付金では、三ノ宮地域振興会補助金20万円を初め、三ノ宮財産区区域内の各種団体や区などを対象に総額60万円の補助金を計上しております。

以上が三ノ宮財産区特別会計予算でございます。

最後に、議案第28号 平成29年度京丹波町質美財産区特別会計予算は、予算総額を歳入歳出それぞれ340万円とするもので、前年度に比べ10万円の減額でございます。

最初に、歳入の主なものについて説明いたします。事項別明細書の3ページをごらんください。

1款、財産収入、1目、財産貸付収入、1節、土地貸付収入として、管内7区からの141万4,000円、3つの法人からの132万4,000円、マツタケ等採取権収入に8万円を計上し、2目、利子及び配当金に2万5,000円を計上しております。

2款、繰越金、1節、前年度繰越金には54万9,000円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものですが、事項別明細書5ページをごらんください。

1款、総務費、2目、財産管理費、13節、委託料で、直営林保育作業委託料に80万円、林道維持管理事業等補助金として30万円、3目、諸費、19節、負担金補助及び交付金では、質美地区遺族会への補助と対象3区に対する貸付林等高度利用補助金、合わせて31万5,000円を計上しております。

以上が質美財産区特別会計予算でございます。

以上、大変簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろし

くお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 続きまして、議案第29号 平成29年度国保京丹波町病院事業会計予算の補足説明をさせていただきます。

平成23年4月から病院、各診療所を一本化いたし、公営企業会計適用の医療機関として運営を行ってまいりました。

平成26年度より、地方公営企業と地方公営企業会計基準が46年ぶりに改正されまして、新公営企業会計として適用をいたしております。

それでは、予算書の順を追って施設ごとに主なものを補足説明させていただきます。

また、算出基礎としましては、平成28年4月から11月までの状況をもとにして積算を行っております。

表紙をめくっていただきまして、平成29年度国保京丹波町病院事業会計予算第2条、業務の予定量といたしましては、京丹波町病院事業では、従来どおりの一般病床47床とし、入院患者数を1日平均36人、年間で1万3,140人を予定いたしております。外来患者数におきましては、平日の1日当たりが病院が105人、質美診療所は9人、年間合計3万660人の外来数を予定しております。

次に、和知診療所事業でございますが、外来患者数を1日当たり47人、年間1万1,468人を予定しております。

歯科診療所では、外来患者数を1日当たり28人として、年間8,176人と見込んでおります。

次に、めくっていただきまして、第3条の収益的収入及び支出の予定額としましては、京丹波町病院事業の収益及び費用は、ともに8億1,230万円とするものでございます。和知診療所事業の収益及び費用は、ともに1億3,600万円とするものでございます。和知歯科診療所事業収益及び費用では、ともに7,900万円とするものでございます。収支合計10億2,190万円とし、収入の収益での前年度合計の対前年度比0.3%の減でございます。

また、支出の費用では、前年度合計の対前年度比3.9%の減でございます。

次ページの第4条の資本的収入及び支出の予定額といたしましては、京丹波町病院と和知診療所と歯科診療所の資本的収入に合計6,268万7,000円とし、資本的支出の合計は1億1,809万6,000円とするものでございます。前年度支出合計の対前年度比73.5%の減でございます。

なお、4条予算の資本的収入における資本的支出に対して収入が不足する額の5,540万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することといたすものでございます。

次に、めくっていただきまして、第6条の議会の議決を得なければ流用することのできない経費といたしましては、給与費と交際費を施設ごとに必要な経費を計上させていただいているところでございます。

第8条の他会計からの補助金につきましては、和知診療所並びに歯科診療所におきまして、へき地直営診療所運営に当たり国保特別会計からの補助金として、合計1,219万1,000円を予定いたしております。

以下、ページを省略いたしまして、今申しました内容を国保京丹波町病院事業会計予算に関する説明書の明細書で説明をさせていただきますので、19ページからお願いいたします。

まず、最初に、先ほど申しました3条の収益的収入につきましては、京丹波町病院の医療収益からご説明を申し上げます。

入院収益につきましては、上半期は、一般病床47床で運営し、入院基本料13対1、入院の1日平均患者数36人、1日平均入院単価を2万4,000円として試算しております。平成28年度の診療報酬改定でも、病棟診療報酬の核となりました地域包括ケア病棟またはケア病床の導入について検討を進めていきたいと計画をいたしております。入院収益を3億1,900万円といたしております。

外来収益におきましては、病院と質美診療所を合わせまして年間3万1,551人を予定しております。また、地域包括医療の在宅医療推進としまして、ケアプラン作成の居宅介護支援事業、医師の診察による居宅療養管理指導、看護師の訪問看護、理学療法士の訪問リハビリ事業、管理栄養士の訪問事業等と、先ほどの外来を合わせまして、外来収益は2億1,970万円と見込んでおります。前年度より30万円ほどの減額となります。

次に、その他医療収益では、予防接種や事業所健診が増加をいたしております。

また、一般会計の負担金として、平成26年度からのルール改正によりまして、前年度同様に救急医療普通交付税算定分として、前年度同額の3,459万7,000円を計上させていただいており、合計7,850万円を計上しております。

医業収益全体収入といたしましては、6億1,720万円とし、前年度より30万円の増と見込ませていただいております。

医業外収益では、一般会計負担金としまして、1億7,721万5,000円を計上いたしております。前年度より827万円の減としております。

また、平成26年度からの会計ルール改正により長期前受金の戻入が設けられ、みなし償

却制度は廃止されました。平成25年度までの償却資産の取得した補助金等につきましては、長期前受金戻入として計上し、減価償却に見合う分を順次収益化するという処理となりました。平成29年度分としましては、補助金1,201万7,000円を、寄附金分として5,000円を、受贈財産分として50万1,000円を計上いたしており、前年度より全体で475万6,000円の減でございます。病院の医療外収益全体では1億9,510万円、前年度より1,250万円の減額となり、その主な要因は一般会計繰入金の減額でございます。

次に、和知診療所事業についてでございます。

19ページからの下段の和知診療所の収益についてからご説明申し上げます。

外来収益における外来患者数の1日当たりの平均患者数は47人と見込み、前年度より1日当たり5人の減少をしております。これは地域の人口減等によるものでございます。

また、在宅医療の訪問診察、訪問看護、訪問リハビリ等の訪問関係事業と合わせまして、5,392万円を計上いたしております。

また、その他医業収益では、公衆衛生活動収益といたしまして、平成28年度より毎週水曜日を健診日と定めて、特定健診事業や企業健診事業等が定着してまいりました。その他医業収益全体で1,192万円を見込んでおります。

めくっていただきまして、医業外収益につきましては、へき地直営診療所運営補助の国の国保特別調整交付金として、1,015万5,000円を見込んでおります。

また、一般会計からの運営費補助金につきましては、3,671万4,000円を計上いたしております。病院同様に平成26年度から長期前受金戻入を設けまして、みなし償却制度が廃止されたため、平成25年度までの償却資産の取得した補助金等につきましては、長期前受金戻入として計上をいたしております。

次に、和知歯科診療所事業でございます。

21ページで、歯科診療所の医業収益の外来収益につきましては、平成26年10月に歯科診療所施設の場所が移転しまして、わかりやすい場所になったこと等によりまして、診療のほうも順調に推移いたしております。また、土曜日診療も定着する中で、外来患者数の1日当たりの平均患者数は、平成26年度当初は1日当たり25人と見込んでおりましたが、平成28年度より28人と見込みまして、平成29年度も同様に見込んでおります。年間8,176人とし、6,052万5,000円を計上いたしております。虫歯にならないための歯の管理教育や地域包括医療としての町病院や在宅への訪問事業も実施しております。

医業外収益につきましては、国の国保特別調整交付金として、へき地直営診療所運営交付

に203万6,000円を見込んでおります。また、一般会計からの運営補助金につきましては、前年度並みの1,110万2,000円を計上いたしております。長期前受金戻入としましては、病院、和知診療所同様の処理をして計上をいたしております。

次に、町病院の収益的支出に移らせていただきます。

ページをめくっていただきまして23ページになります。

医業費用におきましては、給与費では、前年度対比しまして前年度同様当たりの人数と算定しております。賃金では、主に嘱託職員と非常勤の医師、看護師、ケアマネジャー、PSWらに係る賃金を主なものとしております。給与費全体としては、前年度より242万5,000円の増の5億732万5,000円を計上いたしております。

材料費では、5年前から院外処方を導入いたしましたので、薬品費の4,400万円を主なものとしており、あと、SPD事業の診療材料費や給食材料費等を含め、材料費合計で6,891万6,000円を計上いたしております。

経費では、病院と質美診療所を合わせまして、その主なものとしてしましては、施設らの維持管理経費を計上しております。主なところでは26ページの委託料で、検査業務委託、給食厨房業務、窓口の医事業務委託及び医療機器保守委託業務らに9,959万9,000円を計上し、経費全体で1億4,147万1,000円となり、前年度よりも651万7,000円の減でございます。その要因は委託料に係る検査料及び医療機器保守費用の減でございます。

減価償却費では、建物、機器備品等の減価償却費7,481万1,000円を見込んでおります。前年度よりも87万9,000円の増加をしていますのは、これまでのものを相殺した上で平成28年度に導入したCT装置らをはじめとする設備、機器類らの減価償却が増えたものによります。

25ページ下段の医業外費用におきましては、病院事業債の通常の償還に係る利子911万2,000円を計上しております。前年度より827万円の減で、これは平成28年度におきまして、平成15年度病院事業債の2本の一括償還を計上したことにより、平成29年度では通常の償還となるものでございます。

次に、27ページの収益的支出の和知診療所事業費用の医業費用における給与費では、医療職、看護師職、技術職、事務職らの診療所の人数で算定しております。

賃金では、主に嘱託職員と非常勤医師らに係る賃金を主なものとしております。全体としては8,426万円を計上いたしております。

経費では、その主なものとしてしまして修繕費の230万円を、また、委託料における検

査委託費や窓口医事業務や医療機器保守委託に1,812万2,000円を計上しており、経費全体で2,841万6,000円を計上しております。

また、減価償却に912万5,000円とし、前年度より197万1,000円が減額となりました。

次に、31ページの歯科診療所事業費用の医業費用における給与費では、歯科医療職、技術職、事務職らの歯科診療所での人数を算定しております。

賃金では、歯科衛生士の技術員と事務員らに係る賃金を主なものとしております。給与費全体では5,274万5,000円を計上しております。

経費では、その主なものとしたしまして、委託料では委託料の主となる歯科技工委託に903万7,000円を計上いたし、経費全体で1,650万3,000円を計上いたしております。

次に、35ページの4条における資本的収入についてでございます。

京丹波町病院資本的収入につきましては、企業債償還金として6,024万3,000円を計上しております。平成28年度より基準内繰入金のみの計上をいたしております。和知診療所、歯科診療所においても同様でございます。和知診療所でございますが、企業債償還金として基準内繰入金のみ141万2,000円を一般会計出資により計上いたしております。また、内視鏡消毒洗浄装置の購入を予定しており、医療施設等設備整備費補助金事業として97万2,000円を計上いたしております。歯科診療所でございますが、企業債償還に基準内繰入金のみの6万円を一般会計出資により計上いたしております。

次に、37ページの4条の資本的支出についてでございますが、京丹波町病院では、資本的支出全体に1億1,074万円を計上いたしております。前年度より3億2,386万5,000円減額しております。これは平成28年度予算において元金2億4,700万円余りの一括償還の予算化を行ったことにより、今回の支出予算化の大幅の減となったものでございます。平成17年3月に竣工いたしました現在の病院建物本体に係る起債償還が平成44年度までの返還計画のうち平成29年度までがピークとなります。平成28年度に一括繰上償還を行いましたことでピークの額も抑えられており、平成29年度では通常の償還の9,634万円の元金の返済となります。

なお、平成30年度からは5,000万円代の元金返還となる予定でございます。

次に、建設改良費におきましては、1,430万円を計上しております。現在の建物が12年経過いたしました。その設備や機器類等におきまして、旧病院の時代から引き続き使用しております耐用年数の切れたものや設備等の修理改修等が発生してまいりました。また、

医療の進化の関係で新たに機器類の導入を行うものでございます。医療機器類としましてはリハビリに用います低周波治療機器類らの導入を、また、設備類においては給湯器機器装置や電気設備の改修を計画しております。

次に、和知診療所でございますが、資本的支出に486万7,000円を計上しております。企業債償還金に282万3,000円を、機器備品に194万4,000円を、これは検査用の内視鏡消毒洗浄装置の導入を計画しております。これには府補助金での充当を予定しているところでございます。

最後に、歯科診療所につきましては、資本的支出に全体に248万9,000円を計上しております。主なものは企業債償還に12万円、機器備品購入に226万9,000円を、医療機器としてポータブル鼻咽喉ファイバースコープの導入を、また、地域包括医療推進の歯科訪問車両の導入を行い226万9,000円を計上させていただいております。

以上、簡単ではございますが、議案第29号 平成29年度国保京丹波町病院事業会計予算の説明とさせていただきます。ご審議を賜りましてご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 十倉水道課長。

○水道課長（十倉隆英君） それでは、議案第30号 平成29年度京丹波町水道事業会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

まず、第2条業務の予定量からでございます。給水件数は6,952件、年間総給水量は273万9,876立方メートル、1日平均給水量は7,486立方メートルとして予定をしております。

次に、第3条の収益的収入及び支出の予定額としましては、水道事業収益を14億6,531万9,000円とし、水道事業費用は特別損失8,813万2,000円を含む15億3,891万8,000円とするものでございます。

なお、支出が収入を大きく上回る予算となりました要因としましては、発生主義会計となるため、前の会計以前に発生した料金等の未収金などについて、会計移行初年度の特例として特別損失として計上する必要があったもので、次年度以降、収支均衡のとれた予算編成に努めてまいります。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額としましては、次のページになりますが、水道事業収益を1億8,038万5,000円とし、水道事業費用は6億7,331万7,000円としております。支出に対して収入が不足する額4億9,293万2,000円は、開始時現金預金残高2億5,660万8,000円を充当し、その残額2億3,632万4,

000円を当年度損益勘定留保資金で補填することとするものでございます。

次に、第4条の2につきましては、公会計移行による特例として、全会計における未収金を2億442万2,000円、未払金を3億6,760万1,000円として計上しております。

次に、第5条の企業債につきましては、老朽管の耐震管への更新工事や次年度からの更新工事に必要となる測量設計委託の施設整備費の財源として借り入れるものでございます。

次のページの第7条予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、地方公営企業法施行令第18条第2項で、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより流用することができることされており、漏水、災害等、不測の事象における出費に対し柔軟で迅速な対応を期するため、営業費用、営業外費用、建設改良費において流用できるものとしたものでございます。

次の第8条の議会の議決がなければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費や交際費は経費の性質上流用を制限された経費ではありますが、水道事業では交際費の計上がないため、職員給与費のみを対象としております。

次の第9条の他会計からの補助金につきましては、収益的支出に要する経費に対しての補助金として、総額で6億576万8,000円を予定しております。

第10条のたな卸資産の購入限度額は、量水器などの購入費用として288万8,000円としております。

続きまして、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出における主なものにつきまして、13ページからの予算明細書により説明させていただきます。

収益的収入の1款、水道事業収益全体では14億6,531万9,000円を計上しており、1項、営業収益につきましては5億4,131万6,000円としております。その内容としまして、1目、給水収益として、平成28年度12月までの調定実績額をもとに算出し、水道料金5億2,188万6,000円を計上しております。2目、受託工事収益は、府道2路線、府河川1河川、町道1路線の工事において支障となる水道管移設工事における公共補償として1,900万円を計上しております。

2項、営業外収益につきましては9億2,400万3,000円としております。内容としまして、2目、他会計補助金として、平成28年度の繰出基準に基づき算出し、高料金対策に要する経費1億6,798万7,000円、建設改良に要する経費3億6,210万5,000円など、基準内の額として5億3,065万7,000円、基準外の額として実事業支出において不足する額7,511万1,000円の、合わせて6億576万8,000円

を計上しております。3目、長期前受金戻入につきましては、平成28年度までに建設改良事業により収入した補助金、分担金等をその事業により取得した固定資産の耐用年数にあわせて分割し、収益として計上するものであり、3億1,770万4,000円としております。

15ページをお願いします。

収益的支出に移らせていただきます。

1款、水道事業費用につきましては、全体で15億3,891万8,000円を計上しております。1項、営業費用、12億8,728万1,000円の内容といたしまして、1目、原水及び浄水費として、水道法に基づく浄水・原水の水質検査委託料1,683万6,000円や、各浄水施設などの日常点検などの施設維持管理委託料として8,212万7,000円、滅菌用塩素剤や凝集剤などの薬品費として1,365万円、浄水場やポンプ施設などの機械、電気設備類の維持保守のための工事請負費として23カ所で8,484万3,000円など、合計で1億9,985万6,000円としております。

2目、配水及び給水費におきましては、突発的に発生する漏水箇所を特定するための漏水調査委託料165万円や、水道料金算出に必要となる検針業務委託料966万円、維持補修工事費として量水器取り替え753件や漏水工事75件を見込み2,050万円を、材料費として漏水補修用資材や施設管理道路の補修材など710万円を、修繕費としてはたな卸資産で購入する量水器928個分の購入経費を見込み、また、止水栓の取り替えや給水管等の漏水修繕費用として825万8,000円など、合計で4,716万8,000円としております。

3目、受託工事費につきましては、収益でも申し上げましたが、府道2路線、府河川1河川、町道1路線の改良工事において支障となる水道管移設に係る測量設計委託料として800万円、移設工事費として2,700万円の合計3,500万円としております。

4目、総係費につきましては、給料として8名分、3,068万4,000円を計上し、光熱水費として浄水場21カ所、ポンプ施設21カ所などの電気料金として6,960万円を、手数料として畑川浄水場の天日乾燥床の汚泥260トン相当分の廃棄物処理手数料などを見込みまして816万5,000円を、委託料の測量設計監理業務では、次年度以降に国の支援を受けて管路の耐震管への更新を予定しており、それに必要となる不明分の管路更新計画や資産管理計画の策定費用として400万円を、上水道台帳整備委託料では、小野区などの配水管新設に伴う管路4.4キロメートルの追加入力及びデータ更新を行うため560万円を、固定資産台帳整備委託料として平成28年度に統合事業で整備した固定資産や未処

理の資産について、固定資産台帳に登録する必要があるため、調査経費として550万円を計上しております。負担金につきましては、畑川ダム管理負担金など1,594万7,000円を計上し、総係費合計で1億9,915万4,000円としております。

17ページの5目、減価償却費においては、施設、管路、機器類、車両などの有形固定資産減価償却費として7億8,215万8,000円を、ダム建設負担金が対象となる無形固定資産減価償却費として2,394万5,000円を、合計で8億610万3,000円を計上しております。

2項、営業外費用、1億6,200万5,000円の内容といたしましては、1目、支払利息及び企業債取扱諸費では、地方債利子償還金など1億4,789万円を、2目、消費税及び地方消費税では、平成28年度課税期間分と平成29年度課税期間分に係る納付見込み額として1,391万5,000円を計上しております。

3項、特別損失、8,813万2,000円につきましては、先ほど申し上げましたとおり、1目、過年度損益修正損として、前の会計において発生した水道料金回収不能見込み額として8,466万3,000円を、2目、その他特別損失として、企業会計初年度においては、6月支払賞与の引き当てに係る留保資金を持たないため、平成28年12月から平成29年3月までの賞与引当金繰入金346万9,000円を損失計上しております。

19ページの資本的収入の1項、企業債につきましては、第5条において説明しましたとおり、老朽管の耐震管への更新工事などの建設改良費の財源として9,330万円、3項、補助金につきましては、管路更新に係る生活基盤施設耐震化府補助金として3,028万8,000円、ふるさとの水確保対策事業補助金として、平成28年度までの統合整備事業の補助基本額の10%の5カ年分割分として1,937万4,000円を、4項、基金取り崩し収入として、水道事業基金と水源開発基金を合わせて3,236万9,000円など、合計で1億8,038万5,000円を資本的収入として予定しております。

資本的支出につきましては、1項、建設改良費、1目、施設整備費において、老朽管路の耐震管への更新工事などに係る測量設計委託料として5カ所分、生活基盤施設等耐震化工事請負費として6カ所分について、1億3,007万円を予定しております。

3目、固定資産取得費につきましては、軽乗用車1台、小型トラック1台の車両更新を予定しており、車両購入費として610万円を予定しております。小型トラックにつきましては、断水時などに必要となる1トンの給水タンクの積載が可能な1.5トン級車両として計画しております。

2項、企業債償還金につきましては、元金の償還分として5億1,535万8,000円

を計上しております。

3項、基金繰入支出として、収入で説明しましたふるさとの水確保対策事業補助金については、起債の元金償還金としての用途が特定されている補助金であるため、次年度以降の元金償還金に充てるものとして、基金利息も含めまして1,990万4,000円を予定しております。

以上、簡単ではございますが、議案第30号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） お諮りいたします。

議案第15号 平成29年度京丹波町一般会計予算から議案第30号 平成29年度京丹波町水道事業会計予算までの審査については、15人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第30号は、15人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時23分

再開 午後 4時25分

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま、設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の予算特別委員会委員選任名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付の予算特別委員会委員選任名簿のとおり選任することに決しました。

予算特別委員会をこの場において開催し、正副委員長の選任をお願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時26分

再開 午後 4時26分

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

予算特別委員会において、正副委員長が決定しましたので報告いたします。

委員長に山下靖夫君、副委員長に東まさ子君。

以上のとおりであります。よろしく願いをいたします。

これで本日の議事日程は全て終了しました。

よって、本日はこれをもって散会します。

次の本会議は3月3日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時27分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 東まさ子

〃 署名議員 森田幸子